

平成20年度

行政監査報告書

－ テーマ －

税外未収金について

大分県監査委員

目 次

第 1 監査のテーマ及び目的	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
第 2 監査の実施概要	
1 監査の着眼点	1
2 監査対象未収金及び監査対象機関	1
3 監査の実施時期及び実施方法	2
第 3 監査対象未収金の概要	
1 監査対象未収金及び監査対象機関の内訳	4
2 監査対象未収金の状況	5
(1) 監査対象未収金の推移	5
(2) 監査対象未収金の分類	7
(3) 債権管理事務の概要	9
(4) 監査対象未収金の債権管理体制	14
(5) 他都道府県の状況	16
第 4 監査の結果及び意見	
1 全体的な監査結果及び意見	18
(1) 未収金の整理・回収の全庁的な推進体制の整備	18
(2) 債権管理事務担当職員の資質向上	18
(3) 債権管理マニュアルの整備	19
(4) 滞納者の状況に応じた未収金の整理・回収	20
(5) 債権管理上の諸課題	20
2 各未収金ごとの監査結果及び意見	22
(1) 生活保護費返還金	22
(2) 被保護家庭高校修学資金貸付金償還金及び過払金返還金	24
(3) 児童措置費負担金	28
(4) 児童扶養手当返納金	32
(5) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金	34
(6) 心身障害者扶養共済制度加入者納付金	36
(7) 県立学校授業料及び延滞金（県立芸術文化短期大学等分）	38
(8) 専修学校等技能修得奨学金貸付金償還金	41
(9) 行政代執行費用徴収金（産業廃棄物除去等費用）	44

(10) 環境保全協力金	4 6
(11) 中小企業高度化資金貸付金等償還金及び違約金	4 8
(12) 工科短期大学校授業料、寄宿料及び延滞金	5 4
(13) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金	5 8
(14) 農業改良資金貸付金償還金	6 0
(15) 林業・木材産業改善資金貸付金償還金及び違約金	6 3
(16) 契約解除に伴う違約金及び余剰前払金返還利息	6 7
(17) 道路占用料及び延滞金	7 0
(18) 道路工事に係る原因者負担金	7 4
(19) 河川使用料及び延滞金	7 6
(20) 土砂及砂利等採取料	8 0
(21) 港湾使用料及び延滞金	8 2
(22) 県営住宅使用料	8 7
(23) 大在土地区画整理事業清算徴収金	9 0
(24) 医業未収金（個人負担分）	9 2
(25) 地域改善対策奨学金貸付金償還金及び過払金返還金	9 7
(26) 体育施設使用料	1 0 1
(27) 県有財産損傷に伴う損害賠償金	1 0 3
(28) 放置違反金及び延滞金	1 0 5

むすび	1 0 8
-----	-------

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

平成20年度の行政監査は、「税外未収金について」をテーマとした。

2 監査の目的

本県においては、国の歳出・歳入一体改革に伴う地方交付税の減少など、厳しい財政状況が続く中、行財政改革を着実に実行し、県民ニーズに対応できる自主自立の強固な行財政基盤を確立することが求められている。

このような中、県税以外のいわゆる税外収入（分担金及び負担金、使用料及び手数料、貸付金元利収入、公営企業会計の料金など）における収入未済額又は未収金（以下「未収金」という。）が多額となっている状況が認められ、平成19年度決算における未収金は、一般会計で約5億6千万円、特別会計で約13億2千万円、公営企業会計で約2億3千万円（医業未収金個人負担分）の合計21億1千万円に上っている。

このため、これら未収金の発生の理由等債務者に関する情報を把握して債権管理事務を法令等に基づき適正に行っているかなどについて監査し、県の行財政改革の推進に資するものとする。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

- ① 債権管理に関する要綱等は整備されているか。
- ② 調定、納入通知等の事務処理は適正に行われているか。
- ③ 督促、催告は適切に行われているか。
- ④ 未収金の発生理由等債務者に関する情報を適切に把握しているか。
- ⑤ 債権管理の記録は適切に行われているか。
- ⑥ 法的措置、減免措置及び不納欠損処分は適正に行われているか。
- ⑦ 債権管理事務を行う体制は適切か。
- ⑧ 未収金の発生防止策は講じられているか。

2 監査対象未収金及び監査対象機関

(1) 監査対象未収金

監査に当たっては、知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び警察本部を対象に、平成19年度決算における未収金について事前調査を行い、次に掲げるものを除くすべての未収金を監査対象未収金とした。

- ① 県税に係る加算金
- ② 未収金額が10万円未満のもの。ただし、使用料等に付随する延滞金等は、監査対象とする。
- ③ 公営企業会計の未収金のうち、国、地方公共団体、国民健康保険団体連合会等に対するもの

(2) 監査対象機関

監査対象機関は、債権管理事務を総括する総務部県有財産利活用推進室並びに本庁等において監査対象未収金に係る債権管理事務を分掌する20機関（以下「本庁所管課」という。）及び監査対象未収金に係る債権管理事務を行う33機関（以下「事務担当所属」という。）とした。

(3) 部局別の監査対象未収金額及び監査対象機関数

監査対象未収金額及び監査対象機関数を部局別に示すと、[表－1]のとおりである。

[表－1] 監査対象未収金額及び監査対象機関数

(単位：千円、機関)

部 局	平成19年度 調定額	平成19年度 未収金額	監査対象 未収金額	監査対象機関数		
				総括 課	本庁 所管 課	事務 担当 所属
知 事 部 局	8,906,444	1,821,598	1,760,791	1	15	27
内 訳	総 務 部	306,963	60,662	0	1	0
	企画振興部	176,854	20	0	－	0
	福祉保健部	411,545	205,485	205,408	－	3
	生活環境部	249,265	140,282	140,282	－	2
	商工労働部	2,261,831	1,121,249	1,121,249	－	2
	農林水産部	384,284	97,279	97,279	－	2
	土木建築部	5,115,702	196,621	196,573	－	6
病 院 局	3,352,014	226,248	226,248	－	1	
教育委員会	3,946,547	53,542	53,454	－	2	
警 察 本 部	178,353	9,666	9,666	－	2	
合 計	16,383,358	2,111,054	2,050,159	1	20	

(注) 調定額は、未収金のある収入科目（県税を除く。）に係るものである。

3 監査の実施時期及び実施方法

(1) 実施時期

監査は、平成20年9月から同年12月までの間に実施した。

(2) 実施方法

監査対象機関に監査調書の提出を求め、当該調書を基に監査事務局職員が予備監査を行い、その結果を踏まえて監査委員が主要な監査対象機関に対して委員監査を実施した。

(3) 関係人調査

県の委任等により徴収等の事務を行っている団体のうち次に掲げる8団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

大分市、日田市、由布市、財団法人大分県産業創造機構、大分県漁業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県森林組合連合会、大分県住宅供給公社

第3 監査対象未収金の概要

1 監査対象未収金及び監査対象機関の内訳

監査対象未収金及び監査対象機関の内訳は、[表-2]のとおりである。

[表-2] 監査対象未収金及び監査対象機関の内訳

部 局	監査対象未収金	未収金額 (千円)	監査対象機関	
			本庁所管課等	事務担当所属
総務部	(債権管理事務総括課)	—	県有財産利活用推進室	—
福祉保健部	生活保護費返還金	18,169	地域福祉推進室	東部・中部・南部・豊肥・西部・北部各保健所
	被保護家庭高校修学資金貸付金償還金	9,232		地域福祉推進室
	被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金	60		地域福祉推進室
	児童措置費負担金	27,758	少子化対策課	少子化対策課、東部・中部・南部・豊肥・西部・北部各保健所
	児童扶養手当返納金	20,739		少子化対策課
	母子寡婦福祉資金貸付金償還金	92,520	障害福祉課	障害福祉課、東部・中部・豊肥・西部・北部各保健所
	児童措置費負担金	33,487		障害福祉課
心身障害者扶養共済制度加入者納付金	3,443	障害福祉課		
生活環境部	県立学校授業料(県立芸術文化短期大学等分)	1,743	私学振興・青少年課	私学振興・青少年課
	延滞金(県立学校授業料)	55		
	専修学校等技能修得奨学金貸付金償還金	843	廃棄物対策課	廃棄物対策課
	行政代執行費用徴収金(産業廃棄物除去等費用)	134,431		
環境保全協力金	3,210			
知事部局	中小企業高度化資金貸付金償還金	1,043,597	経営金融支援室	経営金融支援室
	中小企業設備近代化資金貸付金償還金、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	33,114		
	違約金(中小企業高度化資金貸付金等)	44,220		
	工科短期大学校授業料・寄宿料	270	雇用・人材育成課	工科短期大学校
	延滞金(工科短期大学校授業料等)	48		
農林水産部	沿岸漁業改善資金貸付金償還金	27,888	団体指導・金融課	団体指導・金融課
	農業改良資金貸付金償還金	60,939		
	林業・木材産業改善資金貸付金償還金	4,352		
	違約金(林業・木材産業改善資金貸付金)	3,867	林務管理課	豊肥振興局
	契約解除に伴う余剰前払金返還利息	233		
土木建築部	道路占用料	1,169	道路課	国東・別府・大分・臼杵・佐伯・中津各土木事務所
	延滞金(道路占用料)	149		大分土木事務所
	道路工事に係る原因者負担金	5,380		佐伯・豊後大野・竹田・中津各土木事務所
	契約解除に伴う違約金及び余剰前払金返還利息	1,472		別府・大分・佐伯・日田各土木事務所
	河川使用料	324	河川課	河川課
	延滞金(河川使用料)	59		
	契約解除に伴う余剰前払金返還利息	242	港湾経営室	国東・別府・大分・臼杵・佐伯・中津各土木事務所
	土砂及砂利等採取料	9,038		
	港湾使用料	30,604		
	延滞金(港湾使用料)	15,665	建築住宅課	建築住宅課
	契約解除に伴う余剰前払金返還利息	171		
	県営住宅使用料	125,347	都市計画課	都市計画課
	大在土地地区画整理事業清算徴収金	6,953		
病院局	医業未収金(個人負担分)	226,248	総務経営課	県立病院、三重病院
教育委員会	地域改善対策奨学金貸付金償還金	52,640	人権・同和教育課	人権・同和教育課
	地域改善対策奨学金貸付金過払金返還金	518		
	体育施設使用料	296	体育保健課	総合体育館
警察本部	契約解除に伴う余剰前払金返還利息	725	会計課	会計課
	県有財産損傷に伴う損害賠償金	144		
	放置違反金	8,748	交通指導課	交通指導課
	延滞金(放置違反金)	49		
計		2,050,159	21機関	33機関
監査対象未収金ごとの延べ所属数			43所属	84所属

2 監査対象未収金の状況

(1) 監査対象未収金の推移

監査対象未収金の推移〔表－3〕をみると、未収金額の合計額は、25億円程度で推移してきたが、平成19年度末の未収金額は2,050,159千円であり、平成15年度末に比べて523,420千円減少している。このうち、減少額が最も大きいものは中小企業高度化資金貸付金償還金の479,829千円であるが、これは平成19年度における不納欠損額490,966千円が大きく影響している。増加額が最も大きいものは、地域改善対策奨学金貸付金償還金の29,355千円である。

なお、監査対象未収金に係る不納欠損額の推移は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－3〕 監査対象未収金の推移 (単位：千円)

監査対象未収金	未 収 金 額					増減 (19年度 -15年度)
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
生活保護費返還金	15,263	15,792	17,143	16,224	18,169	2,906
被保護家庭高校修学資金貸付金償還金	9,533	9,427	9,508	9,342	9,232	△301
被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金	60	60	60	60	60	0
児童措置費負担金	57,584	58,848	61,707	64,180	61,245	3,661
児童扶養手当返納金	24,128	22,316	22,836	21,188	20,739	△3,389
母子寡婦福祉資金貸付金償還金	95,396	95,438	96,913	93,986	92,520	△2,876
心身障害者扶養共済制度加入者納付金	3,938	4,215	4,397	3,431	3,443	△495
県立学校授業料（県立芸術文化短期大学等分）	-	-	-	2,057	1,743	1,743
延滞金（県立学校授業料）	-	-	-	78	55	55
専修学校等技能修得奨学金貸付金償還金	72	131	323	698	843	771
行政代執行費用徴収金（産業廃棄物除去等費用）	134,551	134,551	134,551	134,491	134,431	△120
環境保全協力金	-	-	-	0	3,210	3,210
中小企業高度化資金貸付金償還金	1,523,426	1,521,937	1,523,422	1,523,465	1,043,597	△479,829
中小企業設備近代化資金貸付金償還金、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	105,114	86,879	66,523	51,033	33,114	△72,000
違約金（中小企業高度化資金貸付金等）	43,687	43,565	43,441	44,220	44,220	533
工科短期大学校授業料・寄宿料	0	0	0	0	270	270
延滞金（工科短期大学校授業料等）	0	0	0	0	48	48

監査対象未収金	未 収 金 額					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	増減 (19年度 -15年度)
沿岸漁業改善資金貸付金償還金	17,121	20,721	24,291	25,621	27,888	10,767
農業改良資金貸付金償還金	50,604	54,463	61,103	48,542	60,939	10,335
林業・木材産業改善資金貸付金償還金	18,460	10,175	7,009	4,538	4,352	△ 14,108
違約金（林業・木材産業改善資金貸付金）	1,989	2,926	3,618	4,074	3,867	1,878
契約解除に伴う余剰前払金返還利息（農林水産部）	233	233	233	233	233	0
道路占用料	408	517	692	1,187	1,169	761
延滞金（道路占用料）	44	32	58	78	149	105
道路工事に係る原因者負担金	0	4,960	4,960	4,960	5,380	5,380
契約解除に伴う違約金及び余剰前払金返還利息（土木建築部）	1,105	1,270	1,270	1,512	1,885	780
河川使用料	169	209	200	250	324	155
延滞金（河川使用料）	36	36	39	47	59	23
土砂及砂利等採取料	9,038	9,038	9,038	9,038	9,038	0
港湾使用料	40,513	45,682	40,494	26,893	30,604	△ 9,909
延滞金（港湾使用料）	3,736	7,783	13,690	14,722	15,665	11,929
県営住宅使用料	120,947	121,732	130,552	133,204	125,347	4,400
大在土地区画整理事業清算徴収金	11,353	9,366	8,027	7,048	6,953	△ 4,400
医業未収金（個人負担分）	260,543	233,064	253,301	286,926	226,248	△ 34,295
地域改善対策奨学金貸付金償還金	23,285	28,678	33,521	42,611	52,640	29,355
地域改善対策奨学金貸付金過払金返還金	518	518	518	518	518	0
体育施設使用料	0	296	296	296	296	296
契約解除に伴う余剰前払金返還利息（警察本部）	725	725	725	725	725	0
県有財産損傷に伴う損害賠償金	0	0	0	150	144	144
放置違反金	-	-	-	5,315	8,748	8,748
延滞金（放置違反金）	-	-	-	1	49	49
合 計	2,573,579	2,545,583	2,574,459	2,582,942	2,050,159	△ 523,420

[表－4] 監査対象未収金に係る不納欠損額の推移 (単位：千円)

監査対象未収金	不納欠損額				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
生活保護費返還金	906	114	0	667	2,174
児童措置費負担金	10,226	9,752	8,990	8,492	8,616
児童扶養手当返納金	6,388	1,436	351	1,325	0
心身障害者扶養共済制度加入者納付金	0	0	0	851	0
県立学校授業料（県立芸術文化短期大学等分）	-	-	-	512	174
延滞金（県立学校授業料）	-	-	-	11	0
中小企業高度化資金貸付金償還金	0	0	0	1,504	490,966
中小企業設備近代化資金貸付金償還金、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	0	15,203	17,913	13,211	17,957
違約金（中小企業高度化資金貸付金等）	0	119	124	43	0
農業改良資金貸付金償還金	0	0	0	14,052	0
林業・木材産業改善資金貸付金償還金	0	0	0	159	0
道路占用料	0	0	0	78	12
河川使用料	0	0	48	48	13
港湾使用料	554	743	5,011	2,584	5,268
延滞金（道路占用料、河川使用料及び港湾使用料）	0	0	3	3	4
県営住宅使用料	0	2,308	574	1,870	4,743
大在土地地区画整理事業清算徴収金	0	408	0	833	0
医業未収金（個人負担分）	4,939	21,844	15,335	0	0
合計	23,013	51,927	48,349	46,243	529,927
時効による債権消滅	23,013	36,605	30,312	21,774	19,689
滞納処分停止後3年経過	0	0	0	0	1,315
権利の放棄	0	15,322	18,037	24,469	508,923

(2) 監査対象未収金の分類

監査対象未収金は、地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるもの、他の法令の規定により地方税又は国税の滞納処分の例により処分することができるもの及び国税徴収の例により徴収するもの（以下これらを総称して「強制徴収できる債権」という。）と、強制徴収できない債権の2つに大別される。

また、その債権の性質に着目した場合、使用料、手数料など公法関係に基づいて発生する「公法上の債権」と、貸付金償還金、財産収入など私法関係に基づいて発生する「私法上の債権」とに分類される。

監査対象未収金をこれらによって分類すると、[表－5] のとおりとなる。

[表－5] 監査対象未収金の分類

分類		監査対象未収金
強制徴収できる債権	公法上の債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童措置費負担金 ・ 行政代執行費用徴収金（産業廃棄物除去等費用） ・ 道路占用料及び延滞金 ・ 道路工事に係る原因者負担金 ・ 河川使用料及び延滞金 ・ 土砂及砂利等採取料 ・ 港湾使用料及び延滞金 ・ 大在土地区画整理事業清算徴収金 ・ 放置違反金及び延滞金
強制徴収できない債権	公法上の債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護費返還金 ・ 児童扶養手当返納金(注1) ・ 県立学校授業料及び延滞金（県立芸術文化短期大学等分） ・ 工科短期大学校授業料、寄宿料及び延滞金 ・ 県営住宅使用料 ・ 体育施設使用料
	私法上の債権(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護家庭高校修学資金貸付金償還金及び過払金返還金 ・ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 心身障害者扶養共済制度加入者納付金 ・ 専修学校等技能修得奨学金貸付金償還金 ・ 環境保全協力金 ・ 中小企業高度化資金貸付金等償還金及び違約金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金及び違約金 ・ 契約解除に伴う違約金及び余剰前払金返還利息 ・ 医業未収金（個人負担分） ・ 地域改善対策奨学金貸付金償還金 ・ 地域改善対策奨学金貸付金過払金返還金 ・ 県有財産損傷に伴う損害賠償金

(注) 1 児童扶養手当返納金のうち偽りその他不正の手段による不正利得に係るものについては、強制徴収できる債権となる。

2 この公法上の債権と私法上の債権の分類は一般的な目安であり、各未収金の発生原因、法律関係等を個別に検討した上で判断する必要がある（13頁の「図」において同じ）。

(3) 債権管理事務の概要

① 債権管理簿への記載

債権が発生し、又は県に帰属したときは、次の例外を除き、遅滞なく債権管理簿に記載しなければならない（大分県債権管理規則(昭和40年大分県規則第60号)第6条）。

- ・法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている債権
- ・その他債権発生後1か月間で消滅することが確実な債権

② 調定及び納入の通知

歳入を収入するときは、歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限などを調査して調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法第231条）。

③ 督促

納入すべき金額が納期限を経過しても納付されない場合は、期限を定めて督促しなければならない（地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条、その他の法令の規定）。

この督促は、債務の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し（地方自治法第236条第4項）、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分の前提要件となる（同法第231条の3第2項及び第3項）ものである。

④ 延滞金及び遅延利息等

ア 延滞金

分担金、使用料、手数料及び過料その他の公法上の債権については、督促をした後、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができる（地方自治法第231条の3第2項）。監査対象未収金に係る延滞金について定めた条例としては、次のものがある。

- ・大分県県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年大分県条例第74号)
- ・大分県道路占用料徴収条例(昭和51年大分県条例第38号)
- ・河川の流水占用料等の徴収に関する条例(平成12年大分県条例第17号)
- ・大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例(昭和48年大分県条例第56号)

イ 遅延利息、違約金等

私法上の債権については上記の延滞金を徴収することはできない。しかしながら、契約の締結に当たっては、契約の性質又は目的により必要のない場合を除き、履行遅滞その他債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項を契約書に記載しなければならないとされており（大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第3条）、相手方の債務不履行の場合は、当該契約に基づき遅延利息、違約金等を徴収することとなる。

⑤ 滞納者の状況把握及び催告

ア 滞納者の状況把握

地方公共団体の長は、強制徴収できる債権について、督促により指定された期限までに納付されない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第231条の3第3項）。また、地方公共団体の長は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（同法第240条第2項）。

これらの措置をとるに当たっては、滞納者の所在、納入意思、支払能力及び財産の有無などの状況を把握することが欠かせない。

イ 催告

滞納者に対しては、その納入意思や支払能力などの状況に応じて履行の催告（文書、電話、口頭などにより債務の履行を請求する行為をいう。以下同じ。）を行い、債権の回収を図る必要がある。

⑥ 時効中断措置

ア 債権の消滅時効

(7) 時効期間

地方公共団体が有する金銭債権は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する（地方自治法第236条第1項）。

時効に関し他の法律に定めがあるものとして、例えば、貸付金償還金債権は、民法(明治29年法律第89号)第167条第1項により消滅時効期間は10年（貸付先が商法(明治32年法律第48号)上の商人であり、当該貸付けが事業資金である場合などには、商法第522条により5年）、県営住宅使用料債権は、民法第169条により5年、診療費債権及び工事に関する債権は、同法第170条により3年とされている。

(イ) 時効の援用

地方公共団体が有する金銭債権の消滅時効については、法律に特別の定めがあるものを除くほか、債務者の援用を要せず、また、債務者は時効の利益を放棄することができない（地方自治法第236条第2項）。

法律に特別の定めがあるものとして、民法第145条の適用を受ける債権については、時効の援用が必要であるとされている。

イ 時効中断措置

法令の規定により地方公共団体が行う納入の通知及び督促は、時効中断の効力を有するほか、時効の中断、停止に関し適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定が準用される（地方自治法第236条第3項）。

民法が定める時効の中断事由には、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の3つがある（民法第147条）。請求及び差押え等は、強制徴収や訴訟手続等により行い、承認は、滞納者による債務の一部の履行、債務確認書等による意思表示、履行期限の延長の申請などによって行われ

る。

⑦ 滞納処分及び強制執行等

ア 滞納処分（強制徴収できる債権）

督促により指定された期限までに納付されないときは、地方税の滞納処分の例等により地方公共団体が自ら滞納者の財産を差し押さえ、これを換価することができる（地方自治法第231条の3第3項、その他個別法の規定）。

イ 強制執行等（強制徴収できない債権）

督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する特約等をする場合その他特別の事情があると認める場合を除き、担保権の実行（保証人の保証がある債権については、保証人に対する履行の請求）、強制執行手続及び訴訟手続による履行の請求の措置をとらなければならない（地方自治法施行令第171条の2）。

⑧ 滞納処分の停止及び徴収停止

ア 滞納処分の停止（強制徴収できる債権）

滞納者につき、次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7第1項、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第153条第1項）。

(ア) 滞納処分をすることができる財産がないとき。

(イ) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(ウ) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

イ 徴収停止（強制徴収できない債権）

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（地方自治法施行令第171条の5）。

(ア) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

(イ) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(ウ) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

⑨ 履行延期の特約等及び免除

ア 履行延期の特約等（強制徴収できない債権）

次のいずれかに該当する場合には、履行期限を延長する特約又は

処分をすることができる（地方自治法施行令第171条の6）。

(ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(イ) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(ウ) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(エ) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(オ) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、(ア)から(ウ)までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

イ 免除（強制徴収できない債権）

債務者が無資力又はこれに近い状態にあることによって履行延期の特約等を行った債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（地方自治法施行令第171条の7）。

⑩ 不納欠損処分

不納欠損処分とは、既に調定された収入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いである。本県では、収入が次に掲げる事由に該当するときは、不納欠損処分するものとしている（大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)第41条）。

(ア) 時効により権利が消滅したとき。

(イ) 滞納処分の執行を停止した後これを取り消すことなく3年を経過したとき。

(ウ) 権利を放棄したとき。

(エ) 地方自治法施行令第171条の7の規定により債権を免除したとき。

〔図〕 監査対象未収金の分類に対応する債権管理事務の区分 (注1)

分類 事務	強制徴収できる債権	強制徴収できない債権	
	分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入(公法上の債権)	左記以外の使用料その他の歳入(公法上の債権)	貸付金償還金、財産収入など(私法上の債権)
債権発生	処分や法令等の定める一定の事実行為に基づいて発生する。		契約、不法行為等により発生する。
① 債権管理簿への記載	大分県債権管理規則第6条		
② 調定及び納入通知	法第231条、令第154条 大分県会計規則第22条		
③ 督促	法第231条の3第1項その他個別法の規定	令第171条	
④ 延滞金・遅延利息等	法第231条の3第2項その他個別法の規定に基づき、条例の定めるところにより延滞金を徴収	契約の定めにより遅延利息・違約金を徴収	
⑤ 滞納者の状況把握及び催告	法第231条の3第3項、第240条第2項		
⑥ 時効中断措置	法第236条第3項・第4項、民法第147条など		
⑦ 滞納処分・強制執行等	法第231条の3第3項その他個別法の規定に基づき、地方税等滞納処分の例により差押え・換価等を行う。	令第171条の2の規定に基づき、担保権の実行、強制執行手続開始の申立て等を行う。	
⑧ 滞納処分の停止・徴収停止	地方税法等に定める事由がある場合に滞納処分を停止することができる。	令第171条の5に定める事由がある場合に以後債権の保全及び取立てをしないことができる。	
⑨ 履行延期の特約等及び免除	/		令第171条の6に定める事由がある場合に履行延期の特約等を行うことができる。 令第171条の7の規定により履行延期の特約等をした債権のうち特定のものを免除することができる。
⑩ 時効			法第236条(援用は不要) (注2)
債権消滅	弁済・免除・時効等		
⑩ 不納欠損処分	大分県会計規則第41条		

(注) 1 図中「①」等は本文「(3)債権管理事務の概要」中の項目番号を指し、「法」は地方自治法を、「令」は地方自治法施行令をいう。

2 民法の適用を受けるものも一部含まれている。

(4) 監査対象未収金の債権管理体制

① 未収金の整理・回収の目標や方針の設定状況

未収金の整理・回収の目標や方針の設定状況は、[表－6] のとおり、目標や方針が定められていないものが、他の事務担当所属を指導する立場にある本庁所管課 19 所属のうち 13 所属 68.4 パーセント、事務担当所属 84 所属のうち 42 所属 50.0 パーセントあった。

[表－6] 未収金の整理・回収の目標や方針の設定状況（単位：所属、％）

区 分	あり	なし	計
本庁所管課	6 (31.6)	13 (68.4)	19
事務担当所属	42 (50.0)	42 (50.0)	84

(注) 本庁所管課については、他の事務担当所属を指導する立場にある本庁所管課の数である。[表－7] から [表－10] までにおいて同じ。

② 職員の配置の状況

債権管理事務の専任職員の配置状況等は、[表－7] のとおり、事務担当所属 84 所属のうち専任職員が置かれている所属が 12 所属あり、52 所属 61.9 パーセントでは、債権管理事務の割合が 10 パーセント以下の兼任職員が債権管理事務を担当していた。

また、本庁所管課 19 所属のうち専任職員が置かれている所属はなく、15 所属 78.9 パーセントでは、債権管理事務の割合が 10 パーセント以下の兼任職員が担当していた。

さらに、債権管理事務を担当する班等における、県税事務所等で債権管理事務を行った経験を有する職員の配置状況は、[表－8] のとおり、経験職員が全く配置されていない所属が、本庁所管課で 19 所属のうち 6 所属 31.6 パーセント、事務担当所属で 84 所属のうち 23 所属 27.4 パーセントあった。

[表－7] 専任職員の配置状況等（単位：所属、％）

区 分	専任職員 あり	専任職員なし			計
		兼任職員の債権管理事務の割合			
		10%以下	10～50%	50%超	
本庁所管課	0 (0.0)	15(78.9)	3(15.8)	1(5.3)	19
事務担当所属	12 (14.3)	52(61.9)	16(19.0)	4(4.8)	84

[表－8] 経験を有する職員の配置状況（単位：所属、％）

区 分	配置あり	配置なし	計
本庁所管課	13 (68.4)	6 (31.6)	19
事務担当所属	61 (72.6)	23 (27.4)	84

③ 研修会の実施等の状況

本庁所管課による研修会の実施や債権管理手法等の情報提供の状況は、[表－9]のとおり、19所属のうち研修会を実施しているものが3所属15.8パーセント、債権管理手法等の情報の提供を行っているものが6所属31.6パーセントあった。

また、債権管理事務を担当する班等における債権管理事務に関する研修の受講状況は、[表－10]のとおり、担当職員の半数以上が何らかの研修を受講している所属が、本庁所管課で19所属のうち4所属21.1パーセント、事務担当所属で84所属のうち12所属14.3パーセントあった。

[表－9] 本庁所管課による研修会の実施等の状況 (単位：所属、%)

区 分	実施している	実施していない	計
研修会の実施	3 (15.8)	16 (84.2)	19
債権管理手法等の情報提供	6 (31.6)	13 (68.4)	19

(注) 平成19年度における状況である。

[表－10] 研修の受講状況 (単位：所属、%)

区 分	職員の半数以上	職員の半数未満	計
本庁所管課	4 (21.1)	15 (78.9)	19
事務担当所属	12 (14.3)	72 (85.7)	84

④ 債権管理マニュアルの作成状況

監査対象未収金に係る債権管理マニュアルの作成状況は、[表－11]のとおり、本庁所管課において作成されているものは、43所属のうち19所属44.2パーセントであった。なお、事務担当所属において独自に作成したものが2所属見られた(県立病院及び三重病院)。

本庁所管課において作成された債権管理マニュアルは、[表－12]のとおりである。

[表－11] 債権管理マニュアルの作成状況 (単位：所属、%)

区 分	作成	未作成	計
本庁所管課	19 (44.2)	24 (55.8)	43

[表-12] 作成されている債権管理マニュアル

監査対象未収金	債権管理マニュアル名(施行年月等)
<ul style="list-style-type: none"> 被保護家庭高校修学資金貸付金償還金 被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金 	被保護家庭高校修学資金貸付未収金取扱要領(平成15年1月)
<ul style="list-style-type: none"> 児童措置費負担金(児童分) 児童措置費負担金(障がい児分) 	児童措置費負担金滞納整理マニュアル(平成16年5月)
<ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 	大分県母子寡婦福祉資金貸付事務処理要領(平成10年7月)
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業高度化資金貸付金償還金 中小企業設備近代化資金貸付金償還金、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 違約金(中小企業高度化資金貸付金等) 	大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領(平成12年11月)、大分県高度化資金・中小企業設備近代化資金延滞債権整理方針(平成19年1月)
<ul style="list-style-type: none"> 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 	大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領(平成17年1月)
<ul style="list-style-type: none"> 農業改良資金貸付金償還金 	大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領(平成8年1月)
<ul style="list-style-type: none"> 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 違約金(林業・木材産業改善資金貸付金) 	大分県林業・木材産業改善資金滞納整理事務取扱要領(平成13年9月)
<ul style="list-style-type: none"> 土砂及砂利等採取料 港湾使用料 延滞金(港湾使用料) 	収入未済対策マニュアル(平成16年7月)
<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅使用料 	県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱(昭和59年12月)
<ul style="list-style-type: none"> 大在土地地区画整理事業清算徴収金 	大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地地区画整理事業に係る清算金取扱規則(平成9年大分県規則第72号)、大分県が施行する土地地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則(昭和50年大分県規則第18号)
<ul style="list-style-type: none"> 放置違反金 延滞金(放置違反金) 	放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年大分県公安委員会規則第16号)、放置違反金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行要領(平成18年9月)

(5) 他都道府県の状況

① 全庁的な推進体制の整備、検討状況

平成20年8月現在の全国調査(愛知県実施)によると、9都道府県において全庁的な組織が置かれ、[表-13]のとおり、債権の整理・回収等に係る計画の策定又は目標の設定、計画・目標の進行管理、債権の管理・回収などを行っている。また、7都道府県が、全庁的な組織の設置を検討中とし

ている。

なお、上記9都道府県のうち組織の設置後1年以上経過した4都道府県のすべてが、未収金発生数の抑制、債権回収の増加などの効果を上げたとしている。

[表－13] 全庁的な組織で行っている事務 (単位：都道府県)

計画策定又は目標設定	計画・目標の進行管理	債権の管理・回収	指導・支援
5	7	3	1

(注) 複数の事務を行っているものがあるため、表の数の合計は上記9都道府県とは一致しない。

② 債権回収の民間委託の状況

上記全国調査によると、11都道府県において債権回収の民間委託を実施している。また、4都道府県が今後実施予定、9都道府県が実施を検討中としている。

民間委託を実施中又は実施予定とした15都道府県の委託対象債権、委託先、委託対象業務は、それぞれ[表－14]、[表－15]、[表－16]のとおりである。

委託対象債権には住宅使用料、診療費などがある。委託先は債権回収会社が最も多い。委託対象業務は、滞納者の所在調査、催告、債権の管理・回収等の業務を適宜組み合わせている。

[表－14] 委託対象債権 (単位：都道府県)

住宅使用料	診療費	福祉貸付金	中小企業貸付金	農林漁業貸付金	教育貸付金
6	4	4	4	2	1

(注) 複数の事務を対象にしているものがあるため、表の数の合計は上記15都道府県とは一致しない。[表－15]及び[表－16]において同じ。

[表－15] 委託先 (単位：都道府県)

債権回収会社	弁護士	金融機関	その他
11	3	1	1

(注) 「債権回収会社」とは、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の許可を受けて債権管理回収業を行う株式会社をいう。

[表－16] 委託対象業務 (単位：都道府県)

滞納者所在調査	催告	債権の管理・回収	民事執行手続	収納業務
11	12	13	1	1

第4 監査の結果及び意見

1 全体的な監査結果及び意見

(1) 未収金の整理・回収の全庁的な推進体制の整備

全庁的な未収金の整理・回収の目標や方針の設定及び進行管理は行われておらず、また、事務担当所属に対してこれを行っている本庁所管課は、[表－6]のとおり6所属31.6パーセントである。事務担当所属の中には、専任の職員を配置して法的措置を含めた回収を行い、未収金の縮減や収納率の向上に努めている所属がある一方で、債権管理に関する知識やノウハウの蓄積がないため滞納者への催告すら十分でなく、結果として厳正な整理・回収を行っていない所属もあり、所属間でその取組にかなりの差が見受けられた。

このように、全庁的な又は本庁所管課による未収金の整理・回収の目標や方針の設定及び進行管理が行われていないことから、取組が事務担当所属さらには担当者任せとなり、ノウハウの共有もなく、全体として取組が不十分という実態が認められた。

他の都道府県では、9都道府県において、全庁的な組織を整備し、計画の策定や目標の設定、その進行管理、未収金の整理・回収の指導・支援などを行い、未収金発生抑制や債権の回収に効果をあげている状況がある。

このような状況を踏まえ、未収金の整理・回収を図るため、目標や方針の設定、各所属の取組の進行管理、ノウハウの共有等を行う全庁的な推進体制の整備を検討する必要がある。

未収金に係る全庁的取組としては、平成20年11月に、職員提案に基づき、債権管理に関する課題や問題点、未収金の防止策や回収等について関係課職員が協議する「OITAチャレンジ運動債権管理等連絡会議」が設置されたところであり、この連絡会議の機能、組織を全庁的な推進組織の整備に向け、強化、発展することが期待される。

また、本庁所管課は、所管する未収金の整理・回収の目標や方針を事務担当所属に示し、その進行管理を行い、事務担当所属は、示された目標や方針の下で個別の債権の管理目標や方針を定め、所属全体で未収金の整理・回収に取り組む必要がある。

(再掲)

[表－6] 未収金の整理・回収の目標や方針の設定状況 (単位：所属、%)

区分	あり	なし	計
本庁所管課	6 (31.6)	13 (68.4)	19
事務担当所属	42 (50.0)	42 (50.0)	84

(2) 債権管理事務担当職員の資質向上

債権管理事務については、地方自治法、同法施行令、民法、商法、地方税法、各収入金の根拠を定めた法令など多くの法令が関連しているため、事務処理に当たっては、これらに関する法令知識と、債権管理の手法に関する実務的知識

が不可欠である。

債権管理事務を経験している職員が全く配置されていない所属は、[表－8]のとおり、本庁所管課で6所属31.6パーセント、事務担当所属で23所属27.4パーセントである。また、債権管理事務に関する全庁的な研修は行われておらず、平成19年度に債権管理事務に関する研修を行った本庁所管課も、[表－9]のとおり3所属15.8パーセントと少ない状況であった。

このため、県全体として又は本庁所管課において、債権管理に関する研修を定期的実施し、債権管理事務担当職員の資質向上を図る必要がある。

(再掲) [表－8] 経験を有する職員の配置状況 (単位：所属、%)

区 分	配置あり	配置なし	計
本庁所管課	13 (68.4)	6 (31.6)	19
事務担当所属	61 (72.6)	23 (27.4)	84

(再掲)

[表－9] 本庁所管課による研修会の実施等の状況 (単位：所属、%)

区 分	実施している	実施していない	計
研修会の実施	3 (15.8)	16 (84.2)	19
債権管理手法等の情報提供	6 (31.6)	13 (68.4)	19

(3) 債権管理マニュアルの整備

督促、滞納処分等の債権管理事務を適時、適切かつ効率的に処理するためには、実用的な債権管理マニュアルが不可欠である。

債権管理マニュアルを作成している本庁所管課は、[表－11]のとおり19所属44.2パーセントであり、その債権管理マニュアルの内容をみても、未収金の整理・回収の方針が示されていないもの、滞納処分の具体的方法や様式が示されていないもの、履行延期の特約等の具体的基準が示されていないものなどが見受けられ、債権管理マニュアルが十分整備されているとはいえない状況であった。

このため、本庁所管課においては、債権管理マニュアルを作成し、適宜見直しを行うなど、体系的かつ実用的な債権管理マニュアルを整備する必要がある。

また、未収金に係る債権の内容は様々でありその取扱いも一様ではないが、債権の整理・回収に関する県の姿勢、債権管理事務の処理や処分の判断基準等について、できるだけ全庁的に統一した取扱いを定めることを検討する必要がある。

(再掲) [表－11] 債権管理マニュアルの作成状況 (単位：所属、%)

区 分	作成	未作成	計
本庁所管課	19 (44.2)	24 (55.8)	43

(4) 滞納者の状況に応じた未収金の整理・回収

督促をした後相当の期間を経過した未収金については、催告を行いながら、滞納者の滞納理由、資産、営業の状況などに応じて、履行が困難なものは履行延期の特約、徴収停止若しくは滞納処分の停止又は計画的納付、納付意識が希薄なものや納付が見込めないものは担保権の実行又は強制執行若しくは滞納処分のいずれの措置によるかを定め、また、状況の変化に応じて適宜これを見直し、整理・回収に努める必要がある。

これらの措置を適時、適切かつ効率的に行っていくためには、滞納者の状況を把握し、債権管理簿に確実に記録しておくことが必要不可欠である。

監査の結果、滞納者の状況を把握していない事務担当所属が31所属37パーセント、債権管理簿を作成していない事務担当所属が18所属21パーセント、債権管理簿に滞納者との交渉経過等の記録がない事務担当所属が29所属35パーセント見受けられるなど、滞納者の状況把握や記録が不十分な状況であった。

このため、滞納者の状況把握と、債権管理簿への記録を確実に行う必要がある。

なお、一般に、滞納者の納付意識は債権発生から期間の経過とともに低下するものであるから、これらは速やかに行う必要がある。

(5) 債権管理上の諸課題

① 債権管理事務の一元化等の検討

未収金の中には、制度の廃止により貸付けが終了した奨学金等の貸付金償還金、換地処分がなされた土地区画整理事業の清算徴収金など、未収金の徴収のみ行われているものがあり、また、市町村合併前に旧県福祉事務所が所管していた生活保護費返還金を引き継ぎ、その徴収のみを行っている事務担当所属もある。これらの未収金の整理・回収を、各所属ごとに、圧倒的に多くの他の業務を抱える担当職員が債権管理に関する知識やノウハウを蓄積しながら進めることは容易でなく、また効率的でもない。

他の地方公共団体には、未収金回収を専門的に担当する組織を設置して一元的な管理を行っているところが見られる。

このような状況を踏まえ、債権発生のもととなる事務事業が廃止された未収金の回収を専門的に担当する組織や滞納処分・強制執行の事務を専門的に行う組織の設置などによる債権管理事務の一元化など効率的な組織体制について検討する必要がある。

② 債権管理事務の民間委託等の検討

病院の医業未収金のように、発生件数が多いことなどから催告等が十分にできていない未収金が見受けられた。

他の都道府県においては、住宅使用料、貸付金、診療費等に係る債権回収業務を債権回収会社等に委託しているところが見られ、本県においても、

県営住宅使用料で退去後1年以上経過した滞納者に係る債権回収業務を平成20年12月から債権回収会社に委託したところである。

このような状況を踏まえて、現行の人員では十分な債権管理事務が望めない未収金などについては、費用対効果を考慮の上、債権回収会社の活用や債権管理事務の一部の民間委託などによる事務の効率化について今後検討する必要がある。

なお、債権回収会社の活用や債権管理事務の一部の民間委託などは、①の債権管理事務の一元化等の検討に当たっても考慮する必要がある。

③ 債権の整理に係る枠組みの設定

消滅時効の期間が経過したものの滞納者が所在不明で時効の援用が事実上できない債権や、多額の負債をかかえ破産・解散等している法人に対する債権など、回収が極めて困難なものが相当数見受けられた。

厳正な整理・回収は必要である。しかしながら、限られた人員のなかで効率的な債権管理を行うためには、厳正な調査により回収が困難と認められる債権を区分整理した上で、回収可能な債権への対応を強化することが必要と考えられる。

東京都では、条例で、消滅時効の期間が経過し、かつ、債務者がその援用をすると見込まれる債権については、知事の専決により債権放棄できることを定めている。また、他の地方公共団体においても、生活保護受給者で資力の回復が困難であり、履行の見込みがないなど一定の場合は長の専決により債権放棄できることを条例で定めている事例や、法人の清算が終了し一定の要件を満たす場合は不納欠損処分することを規則で定めている事例が見受けられる。

このような状況を踏まえて、今後、このような条例や規則の制定も含めて、債権放棄の基準の明確化及び不納欠損処分の適用など債権の整理に係る枠組みの設定を検討する必要がある。

2 各未収金ごとの監査結果及び意見

(1) 生活保護費返還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部地域福祉推進室		
事務担当所属	各保健所		
根拠法令	生活保護法第63条及び第78条		
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権	消滅時効	5年
概要	年金の遡及受給等で収入が生じた被保護者に生活保護費を返還させるもの及び収入の不申告等不正の手段により受給した生活保護費を不正受給者から徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額(a)	現	20,791	49,358	14,698	9,434	6,669
	繰	17,119	15,263	15,792	17,143	16,224
	計	37,910	64,621	30,490	26,577	22,893
未収金額(b)	現	1,935	2,312	2,458	839	4,976
	繰	13,328	13,480	14,685	15,385	13,193
	計	15,263	15,792	17,143	16,224	18,169
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	繰	906	114	0	667	2,174
	計	906	114	0	667	2,174
未収率 (b+c)/a	現	9.3	4.7	16.7	8.9	74.6
	繰	83.1	89.1	93.0	93.6	94.7
	計	42.7	24.6	56.2	63.6	88.9

(注) 「現」は現年度分、「繰」は前年度以前からの繰越分をいう。以下同じ。

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	9,139	1,754	1,569	731	4,976

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	7	9	19	11	5	51
滞納件数	7	9	19	11	5	51
未収金額	4,976	2,300	2,450	6,016	2,427	18,169

(注) 複数の滞納がある者は、最も古い未収金により区分している。以下同じ。

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	45	0	4	2	0	51
滞納件数	0	45	0	4	2	0	51
未収金額	0	15,314	0	2,711	144	0	18,169

(注) 「不明」は、調査を実施しているが滞納者の応答がないため滞納理由を把握できていないものをいう。以下同じ。

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

現年度分調定額は、市町村合併に伴って平成17年度から減少している。未収率は、未収金の大部分を占める繰越分で同年度以降90パーセントを超え、また、上昇傾向が見られる(表ア)。

(イ) 債権管理の状況

東部保健所及び西部保健所は生活保護業務の一部として債権管理を行い、その他の保健所は、市への事務移管以前に旧県福祉事務所が支給した生活保護費に係る返還金の債権管理のみを行っている。催告等は十分行われておらず、担当している職員には生活保護や債権管理に関する事務の経験がない職員が多いうえに、マニュアルもなく、本庁所管課による事務説明会等も行われていない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 調定事務

生活保護法(昭和25年法律第144号)第78条の規定により返還を命じた際の記録が不十分なものや納付指導が返還金額に見合う適切なものでなかったものが見受けられたので、改善する必要がある。

ウ 督促状の発出

督促状を発出していないものが見受けられたので、発出する必要がある。また、督促状を発出した記録がないものが見受けられたので、確認の上適切に処理する必要がある。

エ 催告の実施

生活保護受給中の滞納者を除いて、年1回の催告書の送付にとどまっているものや滞納者への催告を行っていないもの又は長期間行っていないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

オ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握が不十分であるので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

カ 債権管理簿

債権管理簿を作成していないものが見受けられたので、作成する必要がある。

キ 時効中断措置

時効の中断措置に関する取組が十分でないものが見受けられたので、適切に行う必要がある。

ク 不納欠損処分

時効により債権が消滅しているものが見受けられたので、遅滞なく不納欠損処分する必要がある。

ケ 未収金の発生防止

返還金の発生防止、返還金額抑制のため、各年度の課税調査を早期に行う必要がある。

コ 延滞金

延滞金について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(2) 被保護家庭高校修学資金貸付金償還金及び過払金返還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部地域福祉推進室		
事務担当所属	福祉保健部地域福祉推進室		
根拠法令	大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付規則第2条及び第3条		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	(被保護家庭高校修学資金貸付金償還金) 生活保護法に基づく被保護家庭の児童で高等学校に在学する者に貸し付けた修学資金を償還させるもの なお、貸付事業は、平成12年度に終了している。 (被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金) 上記により貸付けを受けた者が退学等により資格喪失した場合に、当該貸付けを受けた者に過払いとなった金額を返還させるもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(被保護家庭高校修学資金貸付金償還金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	544	247	183	147	83
	繰	9,538	9,533	9,427	9,508	9,342
	計	10,082	9,780	9,610	9,655	9,425
未 収 金 額 (b)	現	419	119	106	82	52
	繰	9,114	9,308	9,402	9,260	9,180
	計	9,533	9,427	9,508	9,342	9,232
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	77.0	48.2	57.9	55.8	62.7
	繰	95.6	97.6	99.7	97.4	98.3
	計	94.6	96.4	98.9	96.8	98.0

(被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	0	0	0	0	0
	繰	60	60	60	60	60
	計	60	60	60	60	60
未 収 金 額 (b)	現	0	0	0	0	0
	繰	60	60	60	60	60
	計	60	60	60	60	60
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	—	—	—	—	—
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(被保護家庭高校修学資金貸付金償還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	8,912	98	88	82	52

(被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	60	0	0	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(被保護家庭高校修学資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	1	115	116
滞納件数	0	0	0	6	988	994
未収金額	0	0	0	60	9,172	9,232

(被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	0	4	4
滞納件数	0	0	0	0	4	4
未収金額	0	0	0	0	60	60

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(被保護家庭高校修学資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	26	26	2	31	8	23	116
滞納件数	232	207	9	205	83	258	994
未収金額	2,226	1,934	51	1,728	695	2,598	9,232

(被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	0	0	1	0	3	4
滞納件数	0	0	0	1	0	3	4
未収金額	0	0	0	25	0	35	60

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

(被保護家庭高校修学資金貸付金償還金)

貸付事業が平成12年度に終了していることから未収金額の現年度分は毎年度減少しているものの、繰越分はほぼ同額で推移しており、19年度末の未収金額の合計は9,232千円となっている(表ア)。なお、19年度末の未収金額の96.5パーセントが、15年度以前に発生し

たものである（表イ）。

滞納理由は、死亡・解散・所在不明が31人1,728千円と最も多く、一方で不明及び調査未実施が合計で31人3,293千円となっている（表エ）。

（被保護家庭高校修学資金貸付金過払金返還金）

平成19年度末の未収金額は、4人で60千円であり、いずれも9年度以前に発生している（表ア、イ）。なお、4人ともに被保護家庭高校修学資金貸付金償還金についても滞納している。

（イ）債権管理の状況

滞納者に年2回文書による催告は行っているが、電話や訪問による催告は行っていない。滞納者116人のうち最終の納付から10年以上経過しているものが84人という状況である。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「被保護家庭高校修学資金貸付未収金取扱要領」（以下この項において「取扱要領」という。）には、法的措置の検討に係る具体的な内容がなかったり、督促状の様式に指定納期限がないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 督促状の発出

督促状の発出時期が取扱要領で定める期間を経過していたものが見受けられたので、今後は適正に督促状を発出する必要がある。

ウ 催告の実施

文書による催告しか行っていない状況が見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

状況把握ができていない滞納者が31人いるので、状況把握に努め債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 時効中断措置

文書による催告は行っているが滞納者への働きかけが十分とはいえないものが見受けられた。

116人の中には、滞納者が死亡しているもの（債権の免除事由に該当）等もあることから、早急に整理を行った上で、消滅時効を完成させないように適切に債権管理を行う必要がある。

(3) 児童措置費負担金

① 債権の概要

本庁所管課	(児童) 福祉保健部少子化対策課 (障がい児) 福祉保健部障害福祉課		
事務担当所属	(児童) 福祉保健部少子化対策課、各保健所 (障がい児) 福祉保健部障害福祉課、東部保健所、中部保健所、豊肥保健所、西部保健所及び北部保健所 ※大分県の事務処理の特例に関する条例に基づき、負担金徴収については、市に委任している。		
根拠法令	児童福祉法第56条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	児童を児童福祉施設への入所等の措置により養育・養護などを行う場合又は身体・知的障がいのある児童を障害児施設に入所させて保護や治療を行う場合に、扶養義務者等からその負担能力に応じた費用を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(児童分)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	15,047	14,468	14,912	16,943	18,515
	繰	28,296	26,160	25,228	25,184	27,430
	計	43,343	40,628	40,140	42,127	45,945
未収金額 (b)	現	5,237	5,299	5,979	7,808	7,324
	繰	20,923	19,929	19,205	19,622	20,434
	計	26,160	25,228	25,184	27,430	27,758
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	5,830	5,297	5,093	4,309	4,714
	計	5,830	5,297	5,093	4,309	4,714
未収率 (b+c)/a	現	34.8	36.6	40.1	46.1	39.6
	繰	94.5	96.4	96.3	95.0	91.7
	計	73.8	75.1	75.4	75.3	70.7

(障がい児分) (単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	150,067	149,515	149,216	89,803	4,593
	繰	31,201	31,424	33,620	36,523	36,750
	計	181,268	180,939	182,836	126,326	41,343
未 収 金 額 (b)	現	8,409	9,948	10,552	7,441	2,384
	繰	23,015	23,672	25,971	29,309	31,103
	計	31,424	33,620	36,523	36,750	33,487
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	4,396	4,455	3,897	4,183	3,902
	計	4,396	4,455	3,897	4,183	3,902
未 収 率 (b+c)/a	現	5.6	6.7	7.1	8.3	51.9
	繰	87.9	89.5	88.8	91.7	95.3
	計	19.8	21.0	22.1	32.4	90.4

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(児童分) (単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	4,707	4,394	4,973	6,360	7,324

(障がい児分) (単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	8,096	7,661	8,712	6,634	2,384

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(児童分) (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	46	68	73	10	0	197
滞納件数	205	1,132	1,957	256	0	3,550
未収金額	1,583	8,280	15,444	2,451	0	27,758

(障がい児分) (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	11	51	56	10	1	129
滞納件数	46	581	1,296	274	44	2,241
未収金額	442	4,334	19,131	8,091	1,489	33,487

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(児童分) (単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	54	123	0	20	0	0	197
滞納件数	1,409	1,765	0	376	0	0	3,550
未収金額	13,021	12,361	0	2,376	0	0	27,758

(障がい児分)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	6	104	1	10	8	0	129
滞納件数	184	1,930	1	106	20	0	2,241
未収金額	2,615	29,366	5	1,005	496	0	33,487

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

(児童分)

現年度分と繰越分を合わせた未収率は、平成18年度に比べて19年度は4.6ポイント改善しているものの、未収金額の合計額は、18年度以降増加傾向にあり、19年度末で27,758千円となっている(表ア)。

19年度末の未収金額は、19年度に発生したものが7,324千円と最も多くなっている(表イ)。また、滞納理由は、低所得・生活困窮・経営不振が123人12,361千円と最も多く、次いで納入意識の希薄が54人13,021千円となっている(表エ)。

(障がい児分)

現年度分の調定額及び未収金額が平成18年度から減少しているが、これは、平成18年10月から、障害児施設の利用は原則として当該施設と利用者との契約によるものとされ、入所措置をとった者のみ県及び市が負担金を徴収することになったことに伴うものである。一方、繰越分の未収金額は増加傾向にあり、現年度分と繰越分の合計額は、19年度末で33,487千円となっている(表ア)。

19年度末の未収金額は、17年度に発生したものが8,712千円と最も多くなっている(表イ)。また、滞納理由は、低所得・生活困窮・経営不振が104人29,366千円と最も多くなっている(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

入所等の措置は県の機関である児童相談所が行うが、当該措置に係る負担金徴収は、町村におけるものは東部保健所及び西部保健所が、市におけるものは大分県の事務処理の特例に関する条例(平成11年大分県条例第37号。以下「特例条例」という。)に基づき各市が行っている。なお、市町村合併前に旧県福祉事務所が所管していた負担金の徴収は、各保健所が行っている。

また、少子化対策課や障害福祉課は、市からの調定額及び徴収額に係る報告や徴収金の払込みを受けて収入管理事務を行っている。

滞納者に対する催告は、文書による催告を中心に行っている。なお、徴収強化月間を設定し、県及び市で取組を強化しているが、取組状況には所属等によって差が見受けられた。

児童措置費負担金は強制徴収できる公法上の債権であるが、財産差押え等の滞納処分を行った実績はない。また、毎年度、時効による債権消滅により不納欠損処分している。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「児童措置費負担金滞納整理マニュアル」には、延滞金徴収に係る記載がなかったり、差押え等の様式中の不服申立の教示が改正されていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 督促状の発出

督促状を発出していないもの、督促状を発出した記録がないもの及び督促状は発出しているが記載事項に不備があるものが見受けられたので、適切に処理する必要がある。

ウ 催告の実施

文書による催告は行っているがその後の対応がないものや保健所の再編により引継ぎが遅れたため催告を行っていないものが見受けられたので、適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

文書による催告しか行っていないため又は催告を一定期間行っていないために滞納者の状況把握ができていないものが見受けられたので、滞納者の状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 時効中断措置

文書や電話による催告は行っているが、滞納者への働きかけが十分でなく時効により債権が消滅したものが見受けられたので、時効の中断措置に関する取組を適切に行う必要がある。

カ 不納欠損処分

時効により債権が消滅しているものが見受けられたので、遅滞なく不納欠損処分する必要がある。

キ 延滞金

延滞金について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(4) 児童扶養手当返納金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部少子化対策課		
事務担当所属	福祉保健部少子化対策課		
根拠法令	児童扶養手当法		
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権	消滅時効	5年
概要	児童扶養手当の受給者が婚姻等により受給資格を喪失したことに伴い過払いとなった手当を返納させるもの		

(注) 偽りその他不正の手段による不正利得に係るものについては、強制徴収できる。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	2,333	401	1,399	894	176
	繰	28,463	24,128	22,316	22,836	21,188
	計	30,796	24,529	23,715	23,730	21,364
未収金額 (b)	現	2,333	325	1,327	47	125
	繰	21,795	21,991	21,509	21,141	20,614
	計	24,128	22,316	22,836	21,188	20,739
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	6,388	1,436	351	1,325	0
	計	6,388	1,436	351	1,325	0
未収率 (b+c)/a	現	100.0	81.0	94.9	5.3	71.0
	繰	99.0	97.1	98.0	98.4	97.3
	計	99.1	96.8	97.8	94.9	97.1

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	19,236	292	1,039	47	125

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	2	14	46	8	71
滞納件数	1	2	16	55	8	82
未収金額	125	787	2,322	14,502	3,003	20,739

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	19	30	0	13	8	1	71
滞納件数	20	36	0	16	8	2	82
未収金額	4,956	11,240	0	2,385	1,375	783	20,739

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

現年度分の未収率は、5.3から100パーセントまでの幅があり、個別事案に左右されていることがうかがえる。未収金の大部分を占める繰越分の未収率は、各年度とも100パーセント近くである（表ア）。平成19年度末の未収金額の92.8パーセントが、15年度以前に発生したものである（表イ）。

(イ) 債権管理の状況

全滞納者に年に1回催告書を送付しているが、訪問による催告などは行っていない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 調定事務

不正手段により受給した手当にかかる返納金か否か明らかにしていないものが見受けられたので、調定時に当否を明確にしておく必要がある。

ウ 督促状の発出

督促状を発出していないものが見受けられたので、発出する必要がある。

エ 催告の実施

滞納者への催告が年1回の催告書の送付にとどまっているので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

オ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握が不十分であるので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

カ 時効中断措置

時効の中断措置に関する取組が十分でないものが見受けられたので、適切に行う必要がある。

キ 不納欠損処分

時効により債権が消滅しているものが見受けられたので、遅滞なく不納欠損処分する必要がある。

ク 延滞金

延滞金について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(5) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部少子化対策課		
事務担当所属	福祉保健部少子化対策課		
根拠法令	母子及び寡婦福祉法第13条及び第32条		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	母子家庭の母及び寡婦等に対して経済的自立の助成と生活意欲の助長等を図る目的で貸し付けた資金を償還させるもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	102,810	91,078	88,802	85,541	79,888
	繰	91,660	95,396	95,438	96,913	93,986
	計	194,470	186,474	184,240	182,454	173,874
未収金額 (b)	現	17,065	14,422	14,966	13,109	12,809
	繰	78,331	81,016	81,947	80,877	79,711
	計	95,396	95,438	96,913	93,986	92,520
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	16.6	15.8	16.9	15.3	16.0
	繰	85.5	84.9	85.9	83.5	84.8
	計	49.1	51.2	52.6	51.5	53.2

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	50,970	7,615	10,437	10,689	12,809

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳 (単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	56	52	39	70	69	286
滞納件数	410	1,375	1,359	1,731	395	5,270
未収金額	3,915	12,720	18,245	33,563	24,077	92,520

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	11	248	0	27	0	0	286
滞納件数	379	4,394	0	497	0	0	5,270
未収金額	4,390	76,893	0	11,237	0	0	92,520

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

未収金額の現年度分及び繰越分の合計では、平成18年度以降は減少傾向にあるものの、19年度末で92,520千円となっている(表ア)。

19年度末の未収金額の55.1パーセントが、15年度以前に発生したものである(表イ)。また、滞納理由は、低所得・生活困窮・経営不振が最も多く、248人76,893千円となっている(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

少子化対策課において納期限後20日以内に督促状を発出し、その後に特例条例に基づく市(大分市を除く。)並びに東部保健所及び西部保健所の担当職員(母子自立支援員等)が自宅訪問等を行い償還指導している。

また、徴収強化月間(年2回)を設定し徴収強化に努めるとともに、口座振替による償還、年賦・半年賦からより計画的な償還が可能な月賦による償還への変更、借主等への償還開始通知(償還開始月の3か月前)等により、新たな滞納者の発生防止にも取り組んでいるが、滞納者の大部分は低所得等を理由に分納中である。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「大分県母子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」には、法的措置に係る具体的な内容がなかったり、債権管理簿の書式を示していないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 違約金

違約金について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(6) 心身障害者扶養共済制度加入者納付金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部障害福祉課		
事務担当所属	福祉保健部障害福祉課		
根拠法令	大分県心身障害者扶養共済制度条例		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	その保護者の死亡等により障がい者に年金が給付される大分県心身障害者扶養共済制度への加入者の掛金に係るもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	25,374	23,704	22,386	21,313	20,489
	繰	3,446	3,860	4,156	4,271	3,431
	計	28,820	27,564	26,542	25,584	23,920
未収金額 (b)	現	492	361	241	114	49
	繰	3,446	3,854	4,156	3,317	3,394
	計	3,938	4,215	4,397	3,431	3,443
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	851	0
	計	0	0	0	851	0
未収率 (b+c)/a	現	1.9	1.5	1.1	0.5	0.2
	繰	100.0	99.8	100.0	97.6	98.9
	計	13.7	15.3	16.6	16.7	14.4

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	3,000	302	15	77	49

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	3	4	10	11	29
滞納件数	2	13	35	180	126	356
未収金額	7	134	437	2,105	760	3,443

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	2	0	0	0	27	29
滞納件数	0	10	0	0	0	346	356
未収金額	0	55	0	0	0	3,388	3,443

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

平成19年度の未収率は、15年度に比べて0.7ポイント上昇している。現年度分の未収率は15年度以降改善してきているが、繰越分の未収率は97.6パーセントから100パーセントの間で推移している(表ア)。19年度末の未収金額の95.9パーセントが、16年度以前に発生したものである(表イ)。

(イ) 債権管理の状況

現年度分の未収金について、年に数回電話で催告し、催告書を送付しているが、繰越分を含め滞納者の状況把握は十分でない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状を発出していないので、発出する必要がある。

ウ 催告の実施

繰越分について催告を行っていないので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握が不十分であるので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 債権管理簿

債権管理簿を作成していないので作成する必要がある。

カ 時効中断措置

時効の中断措置に関する取組が十分でないものが見受けられたので、適切に行う必要がある。

キ 未収金の発生防止

条例に基づく地位喪失の適用の取扱いについて、債権管理マニュアル等に定め、適切に運用し、未収金の発生防止に努めるべきである。

(7) 県立学校授業料及び延滞金（県立芸術文化短期大学等分）

① 債権の概要

本庁所管課	生活環境部私学振興・青少年課		
事務担当所属	生活環境部私学振興・青少年課		
根拠法令	大分県使用料及び手数料条例第2条及び第3条、大分県県税外収入金の延滞金徴収条例		
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権	消滅時効	5年
概要	(県立学校授業料) 県立芸術文化短期大学及び県立看護科学大学の学生から授業料（公立大学法人移行（平成18年4月1日）前のものに限る。）を徴収するもの (延滞金) 授業料を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて得た金額を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(県立学校授業料)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	2,689	2,057
	計	—	—	—	2,689	2,057
未収金額 (b)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	2,057	1,743
	計	—	—	—	2,057	1,743
不納欠損額 (c)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	512	174
	計	—	—	—	512	174
未収率 (b+c)/a	現	—	—	—	—	—
	繰	—	—	—	95.5	93.2
	計	—	—	—	95.5	93.2

(延滞金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	95	78
	計	—	—	—	95	78
未 収 金 額 (b)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	78	55
	計	—	—	—	78	55
不 納 欠 損 額 (c)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	11	0
	計	—	—	—	11	0
未 収 率 (b+c)/a	現	—	—	—	—	—
	繰	—	—	—	93.7	70.5
	計	—	—	—	93.7	70.5

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(県立学校授業料)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	177	546	1,020	0	0

(延滞金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	7	48	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(県立学校授業料)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	5	3	0	1	9
滞納件数	0	6	4	0	1	11
未収金額	0	1,020	720	0	3	1,743

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	2	2	0	0	4
滞納件数	0	2	5	0	0	7
未収金額	0	2	53	0	0	55

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(県立学校授業料)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	1	0	0	8	0	9
滞納件数	0	1	0	0	10	0	11
未収金額	0	160	0	0	1,583	0	1,743

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	0	0	0	4	0	4
滞納件数	0	0	0	0	7	0	7
未収金額	0	0	0	0	55	0	55

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

県立学校授業料及び延滞金に係る未収金額は、公立大学法人移行（平成18年4月1日）前に県立芸術文化短期大学及び県立看護科学大学において調定したものである。平成19年度末の未収金額は、繰越分のみ県立学校授業料1,743千円、延滞金55千円となっている（表ア）。

県立学校授業料に係る19年度末の未収金額は、17年度に発生したものが1,020千円と最も多くなっている（表イ）。また、滞納理由は、県立学校授業料で8人、延滞金で4人全員が不明という状況である（表エ）。

(イ) 債権管理の状況

滞納者は中途退学等しているため、年2回文書による催告を行っているが、訪問による催告までは行っていなかった。

なお、県立学校授業料の滞納者9人のうち2人は、延滞金も滞納している。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 催告の実施

文書による催告は行っているが、その後の対応がないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

ウ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握ができていないものが県立学校授業料及び延滞金で合計12人いるので、状況把握に努め、債権管理簿等に記録する必要がある。

エ 時効中断措置

文書による催告は行っているが、滞納者への働きかけが十分でなく時効により債権が消滅していたものが見受けられたので、時効の中断措置に関する取組を適切に行う必要がある。

(8) 専修学校等技能修得奨学金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	生活環境部私学振興・青少年課		
事務担当所属	生活環境部私学振興・青少年課		
根拠法令	大分県専修学校等技能修得奨学金貸与条例		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	経済的理由により専修学校等での修学が困難な同和関係者に貸与した奨学金を償還させるもの なお、貸付事業は、平成13年度に終了している。		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	1,164	1,494	1,689	1,806	1,899
	繰	90	72	131	323	698
	計	1,254	1,566	1,820	2,129	2,597
未収金額 (b)	現	36	131	246	393	364
	繰	36	0	77	305	479
	計	72	131	323	698	843
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	3.1	8.8	14.6	21.8	19.2
	繰	40.0	0.0	58.8	94.4	68.6
	計	5.7	8.4	17.7	32.8	32.5

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	58	144	277	364

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	4	6	3	0	0	13
滞納件数	5	14	86	0	0	105
未収金額	105	409	329	0	0	843

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	0	0	0	0	13	13
滞納件数	0	0	0	0	0	105	105
未収金額	0	0	0	0	0	843	843

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

未収金額は毎年度増加しており、また、平成19年度の未収率は32.5パーセントで15年度に比べて26.8ポイント上昇している(表ア)。

貸付事業は終了しており、返還の最終年度は36年度となっている。現滞納者への貸付金額の合計9,360千円のうち償還の履行期限を過ぎたものは3,894千円で、これに占める未収金額の割合は21.6パーセントとなっている。この割合により、現滞納者に係る36年度末の未収金額を推計すると、次表のとおり2,026千円となり、今の取組では今後も未収金額の増加が予測される。

現滞納者に係る平成36年度末未収金額推計

(単位：千円、%)

区 分	貸付金額	未収金額		
		免除額	弁済額	未収金額
履行期 到来分	3,894(100)	1,560(40.1)	1,491(38.3)	843(21.6)
履行期未到来分	5,466(100)	* 2,190(40.1)	* 2,093(38.3)	* 1,183(21.6)
計	9,360(100)	* 3,750(40.1)	* 3,584(38.3)	* 2,026(21.6)

(注) * は推計。

(イ) 債権管理の状況

平成19年度から年に2回督促状又は催告書を送付し、滞納者に電話しているが、本人と話せたケースはない。訪問による催告も行っていない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状の発出時期が適切でないので、改善する必要がある。

ウ 催告の実施

滞納者への催告は主に文書によるものであり、また、滞納者本人に催告書等を送付しないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握が不十分であるので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 延滞利息

延滞利息について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(9) 行政代執行費用徴収金（産業廃棄物除去等費用）

① 債権の概要

本庁所管課	生活環境部廃棄物対策課		
事務担当所属	生活環境部廃棄物対策課		
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8、 行政代執行法第5条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	生活環境の保全上の支障の除去等のため行った行政代執行に要した費用を義務者から徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	0	0	0	0	0
	繰	134,551	134,551	134,551	134,551	134,491
	計	134,551	134,551	134,551	134,551	134,491
未収金額 (b)	現	0	0	0	0	0
	繰	134,551	134,551	134,551	134,491	134,431
	計	134,551	134,551	134,551	134,491	134,431
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	-	-	-	-	-
	繰	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9
	計	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	134,431	0	0	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	2	0	2
滞納件数	0	0	0	2	0	2
未収金額	0	0	0	134,431	0	134,431

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	2	0	0	0	0	2
滞納件数	0	2	0	0	0	0	2
未収金額	0	134,431	0	0	0	0	134,431

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

未収金額は、平成15から17年度までは同額で推移し、18及び19年度にそれぞれ微減している（表ア）。

(イ) 債権管理の状況

滞納者は2人であり、うち1人については、差し押さえた不動産を平成11年度に公売して未収金の一部に充当し、なお残っている未収金について滞納者の状況把握に努めながら管理している。

他の1人（法人）については、13年度の未収金発生後、その状況把握に努めながら一部納付の働きかけを行い、未収金の一部は納付されている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 所得調査について

債権額が高額であることから、法人の代表者の所得調査が必要である。

(10) 環境保全協力金

① 債権の概要

本庁所管課	生活環境部廃棄物対策課		
事務担当所属	生活環境部廃棄物対策課		
根拠法令	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第13条		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	県外産業廃棄物を搬入する県外排出事業者と県との協定に基づき当該事業者に環境保全協力金を納入させるもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	-	-	-	53,762	109,887
	繰	-	-	-	-	0
	計	-	-	-	53,762	109,887
未収金額 (b)	現	-	-	-	0	3,210
	繰	-	-	-	-	0
	計	-	-	-	0	3,210
不納欠損額 (c)	現	-	-	-	0	0
	繰	-	-	-	-	0
	計	-	-	-	0	0
未収率 (b+c)/a	現	-	-	-	0.0	2.9
	繰	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	0.0	2.9

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	-	-	-	0	3,210

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	0	-	-	-	1
滞納件数	2	0	-	-	-	2
未収金額	3,210	0	-	-	-	3,210

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	1	0	0	0	0	0	1
滞納件数	2	0	0	0	0	0	2
未収金額	3,210	0	0	0	0	0	3,210

オ 債権の分析及び債権管理の状況**(7) 債権の分析**

平成18年度に本制度が開始され、19年度に未収金が発生した。

(イ) 債権管理の状況

滞納者に対して数回にわたる電話による催告を行った結果、平成20年9月に納付があり、未収は解消されていた。

③ 監査結果及び意見**ア 債権管理マニュアル**

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状を発出していなかったため、今後は発出する必要がある。

ウ 債権管理簿

債権管理簿を作成していなかったため、今後は作成する必要がある。

(11) 中小企業高度化資金貸付金等償還金及び違約金

① 債権の概要

本庁所管課	商工労働部経営金融支援室		
事務担当所属	商工労働部経営金融支援室		
根拠法令	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条 小規模企業者等設備導入資金助成法		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	5年又は 10年
概要	<p>(中小企業高度化資金貸付金償還金) 中小企業高度化資金（中小企業者間の連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金等）貸付金を償還させるもの</p> <p>(小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金) 小規模企業者等設備導入資金（小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、県が設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行う機関に対して貸し付ける設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行うのに必要な資金。平成12年度貸付開始）貸付金を償還させるもの</p> <p>なお、小規模企業者等設備導入資金貸付金の貸付けは平成16年度から休止しており、現在は15年度までに貸付けたものの償還事務のみを行っている。</p> <p>(中小企業設備近代化資金貸付金償還金) 平成11年度に貸付けを終了した中小企業設備近代化資金（中小企業における設備の近代化に必要な資金）貸付金を償還させるもの</p> <p>(違約金) 上記償還金を支払期日までに支払わない者から、延滞金額につき年10.75パーセントの割合で計算した金額を徴収するもの</p>		

(注) 消滅時効は、貸付先が商法上の商人であり当該貸付けが事業資金である場合などは5年、その他の場合は10年

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(中小企業高度化資金貸付金償還金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	715,725	1,145,421	494,624	498,291	554,255
	繰	1,527,281	1,523,426	1,521,937	1,523,422	1,523,465
	計	2,243,006	2,668,847	2,016,561	2,021,713	2,077,720
未 収 金 額 (b)	現	0	0	2,860	15,260	18,660
	繰	1,523,426	1,521,937	1,520,562	1,508,205	1,024,937
	計	1,523,426	1,521,937	1,523,422	1,523,465	1,043,597
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	1,504	490,966
	計	0	0	0	1,504	490,966
未 収 率 (b+c)/a	現	0.0	0.0	0.6	3.1	3.4
	繰	99.7	99.9	99.9	99.1	99.5
	計	67.9	57.0	75.5	75.4	73.9

(小規模企業者等設備導入資金・中小企業設備近代化資金貸付金償還金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	84,651	47,250	28,171	31,536	30,556
	繰	108,491	105,114	86,879	66,523	51,033
	計	193,142	152,364	115,050	98,059	81,589
未 収 金 額 (b)	現	0	0	0	0	2,480
	繰	105,114	86,879	66,523	51,033	30,634
	計	105,114	86,879	66,523	51,033	33,114
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	15,203	17,913	13,211	17,957
	計	0	15,203	17,913	13,211	17,957
未 収 率 (b+c)/a	現	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1
	繰	96.9	97.1	97.2	96.6	95.2
	計	54.4	67.0	73.4	65.5	62.6

(違約金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	69	80	33	822	0
	繰	43,687	43,687	43,565	43,441	44,220
	計	43,756	43,767	43,598	44,263	44,220
未 収 金 額 (b)	現	0	0	0	822	0
	繰	43,687	43,565	43,441	43,398	44,220
	計	43,687	43,565	43,441	44,220	44,220
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	119	124	43	0
	計	0	119	124	43	0
未 収 率 (b+c)/a	現	0.0	0.0	0.0	100.0	-
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	99.8	99.8	99.9	100.0	100.0

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(中小企業高度化資金貸付金償還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	1,015,568	0	0	9,369	18,660

(小規模企業者等設備導入資金・中小企業設備近代化資金貸付金償還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	30,634	0	0	0	2,480

(違約金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	43,398	0	0	822	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(中小企業高度化資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	2	0	0	7	9
滞納件数	0	2	0	0	14	16
未収金額	0	28,029	0	0	1,015,568	1,043,597

(小規模企業者等設備導入資金・中小企業設備近代化資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	0	0	2	10	13
滞納件数	1	0	0	2	11	14
未収金額	2,480	0	0	479	30,155	33,114

(違約金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	2	0	0	9	11
滞納件数	0	2	0	0	26	28
未収金額	0	822	0	0	43,398	44,220

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(中小企業高度化資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	3	1	5	0	0	9
滞納件数	0	4	2	10	0	0	16
未収金額	0	205,953	12,313	825,331	0	0	1,043,597

(小規模企業者等設備導入資金・中小企業設備近代化資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	1	11	1	0	0	13
滞納件数	0	1	12	1	0	0	14
未収金額	0	5,677	24,957	2,480	0	0	33,114

(違約金)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	4	2	5	0	0	11
滞納件数	0	4	2	22	0	0	28
未収金額	0	2,860	31	41,329	0	0	44,220

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

(中小企業高度化資金貸付金償還金)

中小企業高度化資金貸付金償還金(以下「高度化資金償還金」という。)の平成19年度末の未収金額は、18、19の両年度に492,470千円を不納欠損処分したことにより、15年度末に比べて減少しているものの、なお10億円を超えている(表ア)。

19年度末の未収金額は、その97.3パーセントに当たる1,015,568千円が15年度以前に発生したものであること、また、その80.3パーセントに当たる837,644千円の滞納理由が破産、解散等であることなどから、回収が極めて困難なものとなっている(表イ、エ)。

(小規模企業者等設備導入資金・中小企業設備近代化資金貸付金償還金)

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金(以下これらを総称して「設備資金等償還金」という。)の平成19年度末の未収金額は、16から19年度の間10,196千円を回収したこと及び64,284千円を不納欠損処分したことにより15年度末に比べて減少し、33,114千円となっている(表ア)。

19年度末の未収金額は、その92.5パーセントに当たる30,634千円が15年度以前に発生したものであること、また、その82.9パーセントに当たる27,437千円の滞納理由が破産、解散等であることなどから、回収が極めて困難なものとなっている(表イ、エ)。

(違約金)

高度化資金償還金及び設備資金等償還金に係る違約金の平成19年度末の未収金額は、15年度末に比べて533千円増加し、44,220千円となっている(表ア)。

19年度末の未収金額は、その98.1パーセントに当たる43,398千円が15年度以前に発生したものであること、また、その93.5パーセントに当たる41,360千円の滞納理由が破産、解散等であることなどから、回収が極めて困難なものとなっている(表イ、エ)。

(イ) 債権管理の状況

高度化資金償還金(違約金を含む。)及び設備資金等償還金(違約金を含む。)の債権管理事務は、それぞれの償還金ごとに経営金融支援室の職員各1人と両償還金を兼務する嘱託職員1人の計3人で行っている。

なお、平成12年度以降の小規模企業者等設備導入資金貸付金は、財団法人大分県産業創造機構が行う小規模企業設備資金貸付事業に必要な資金を同機構に貸し付ける制度としている。

経営金融支援室では、(ア)のとおり回収が極めて困難な債権が多いことから、平成19年1月に「大分県高度化資金・中小企業設備近代化資

金延滞債権整理方針」を定め、個別案件の実態を踏まえた上で回収の可能性の有無を判断し、回収が不可能と判断されるものは、権利放棄の議決を経て不納欠損処分することとしている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領」には、徴収停止の決定等の様式を定めていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 滞納者の状況把握

設備資金等償還金に係る違約金について、滞納者の状況把握ができていないものや、債権管理簿を作成していないものが見受けられたので、状況把握に努めるとともに、債権管理簿を作成し、記録する必要がある。

(12) 工科短期大学校授業料、寄宿料及び延滞金

① 債権の概要

本庁所管課	商工労働部雇用・人材育成課		
事務担当所属	工科短期大学校		
根拠法令	大分県立工科短期大学校の設置及び管理に関する条例第7条、大分県使用料及び手数料条例第3条、大分県県税外収入金の延滞金徴収条例		
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権	消滅時効	5年
概要	(工科短期大学校授業料) 工科短期大学校の学生及び研究生から授業料を徴収するもの (工科短期大学校寄宿料) 工科短期大学校の学生等であって校内に設置している学生寄宿舎を使用するものから寄宿料を徴収するもの (延滞金) 授業料及び寄宿料を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて得た金額を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(工科短期大学校授業料)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	45,216	56,943	61,999	58,921	55,933
	繰	0	0	0	0	0
	計	45,216	56,943	61,999	58,921	55,933
未収金額 (b)	現	0	0	0	0	195
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	195
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	繰	—	—	—	—	—
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3

(工科短期大学校寄宿料)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	2,339	2,324	2,329	2,293	2,299
	繰	0	0	0	0	0
	計	2,339	2,324	2,329	2,293	2,299
未 収 金 額 (b)	現	0	0	0	0	75
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	75
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
	繰	—	—	—	—	—
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3

(延滞金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	38	31	15	15	71
	繰	0	0	0	0	0
	計	38	31	15	15	71
未 収 金 額 (b)	現	0	0	0	0	48
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	48
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	0.0	0.0	0.0	0.0	67.6
	繰	—	—	—	—	—
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	67.6

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(工科短期大学校授業料)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	0	0	0	195

(工科短期大学校寄宿料)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	0	0	0	75

(延滞金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	0	0	0	48

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(工科短期大学校授業料)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	0	0	0	0	1
滞納件数	1	0	0	0	0	1
未収金額	195	0	0	0	0	195

(工科短期大学校寄宿料)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	0	0	0	0	1
滞納件数	8	0	0	0	0	8
未収金額	75	0	0	0	0	75

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	2	0	0	0	0	2
滞納件数	5	0	0	0	0	5
未収金額	48	0	0	0	0	48

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(工科短期大学校授業料)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	1	0	0	0	0	1
滞納件数	0	1	0	0	0	0	1
未収金額	0	195	0	0	0	0	195

(工科短期大学校寄宿料)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	1	0	0	0	0	1
滞納件数	0	8	0	0	0	0	8
未収金額	0	75	0	0	0	0	75

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	2	0	0	0	0	2
滞納件数	0	5	0	0	0	0	5
未収金額	0	48	0	0	0	0	48

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

工科短期大学校授業料、寄宿料及び延滞金に係る未収金額は、いずれも平成19年度に発生したものであり、授業料は1人195千円、寄宿料は1人75千円、延滞金は2人48千円となっている(表ア、イ)。

滞納理由は、授業料、寄宿料及び延滞金いずれも低所得・生活困窮・経営不振となっている(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

工科短期大学校授業料、寄宿料及び延滞金の滞納者は延べ4人となっているが、内訳は同一人が授業料195千円、寄宿料75千円及び延滞金14千円を滞納し、もう1人が延滞金34千円となっている。

2人の滞納者はいずれも低所得等の状況であるため分納等を指導しており、授業料195千円は、平成20年6月に完納されている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

(13) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部団体指導・金融課		
事務担当所属	農林水産部団体指導・金融課		
根拠法令	沿岸漁業改善資金助成法		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）貸付金を償還させるもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	134,769	108,378	93,818	91,828	73,375
	繰	13,541	17,121	20,721	24,291	25,621
	計	148,310	125,499	114,539	116,119	98,996
未収金額 (b)	現	3,600	3,600	3,600	1,600	2,822
	繰	13,521	17,121	20,691	24,021	25,066
	計	17,121	20,721	24,291	25,621	27,888
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	2.7	3.3	3.8	1.7	3.8
	繰	99.9	100.0	99.9	98.9	97.8
	計	11.5	16.5	21.2	22.1	28.2

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	16,266	3,600	3,600	1,600	2,822

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	0	1	2	0	4
滞納件数	1	0	5	5	0	11
未収金額	1,222	0	7,335	19,331	0	27,888

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	2	2	0	0	0	4
滞納件数	0	6	5	0	0	0	11
未収金額	0	8,557	19,331	0	0	0	27,888

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

未収金額は毎年度増加しており、平成19年度末で27,888千円となっている(表ア)。

滞納者は4人で、いずれも青年漁業者等養成確保資金に属する漁業経営開始資金を借り受けた者である。滞納理由は、経営不振と自己破産がそれぞれ2人である(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

沿岸漁業改善資金貸付金償還金は、その収納事務を委託している大分県漁業協同組合が、同償還金の収納、延滞状況の報告、債権の保全等の事務を行っている。

団体指導・金融課では、平成17年1月に「大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領」を定め、漁業関係資金の事務を担当する専任職員1人が、電話や訪問による滞納者への催告を随時行い、徴収に努めている。

滞納者4人については、いずれも連帯保証人から回収しているが、うち3人に係る連帯保証人については、未収金額に比べて分納額が少額にとどまるため、分納額の増額を随時働きかけている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領」には、資力調査の具体的方法を定めていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

(14) 農業改良資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部団体指導・金融課		
事務担当所属	農林水産部団体指導・金融課		
根拠法令	農業改良資金助成法		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	農業改良資金（新たな農業部門の経営開始、新たな生産・販売方式の導入等の農業改良措置を実施するのに必要な次に掲げる資金）貸付金を償還させるもの (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金 (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金 (4) 農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	224,324	204,039	209,275	170,704	161,821
	繰	36,904	50,604	54,463	61,103	48,542
	計	261,228	254,643	263,738	231,807	210,363
未収金額 (b)	現	14,651	9,558	11,505	7,056	14,099
	繰	35,953	44,905	49,598	41,486	46,840
	計	50,604	54,463	61,103	48,542	60,939
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	14,052	0
	計	0	0	0	14,052	0
未収率 ((b+c)/a)	現	6.5	4.7	5.5	4.1	8.7
	繰	97.4	88.7	91.1	90.9	96.5
	計	19.4	21.4	23.2	27.0	29.0

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	24,774	6,677	8,750	6,639	14,099

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳 (単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	3	3	3	4	7	20
滞納件数	3	6	7	25	20	61
未収金額	12,151	4,715	9,665	22,599	11,809	60,939

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	19	0	1	0	0	20
滞納件数	0	60	0	1	0	0	61
未収金額	0	60,685	0	254	0	0	60,939

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

未収金額は、権利の放棄等により14,052千円を不納欠損処分した平成18年度を除いて毎年度増加しており、19年度には、新たに3人12,151千円の滞納が発生している(表ア、ウ)。

滞納者20人の滞納理由は、19人が低所得・生活困窮・経営不振であり、1人が所在不明である(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

農業改良資金貸付金償還金は、その収納事務を委託している大分県信用農業協同組合連合会が、同償還金の収納、延滞状況の報告、債権の保全等の事務を行っている。

団体指導・金融課では、平成8年1月に「大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領」を定め、農業関係資金の事務を担当する専任職員3人のうち農業改良資金を担当する1人が、電話や訪問による滞納者への催告を随時行い、徴収に努めている。

滞納者20人のうち15人については、借受者から回収している。このうち未収金額に比べて分納額が少額にとどまるものには、分納額の増額を随時働きかけている。他の5人については、連帯保証人と納付交渉をしている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領」には、資力調査の具体的方法を定めていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 連帯保証人に対する催告の実施

連帯保証人に対する催告を行っていないものが見受けられたので、適切に催告を行う必要がある。

(15) 林業・木材産業改善資金貸付金償還金及び違約金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部団体指導・金融課		
事務担当所属	農林水産部団体指導・金融課		
根拠法令	林業・木材産業改善資金助成法		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	<p>(林業・木材産業改善資金貸付金償還金)</p> <p>林業・木材産業改善資金（新たな林業・木材産業部門の経営開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設又は福利厚生施設の導入等の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金）貸付金を償還させるもの</p> <p>(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>(2) 造林に必要な資金</p> <p>(3) 立木の取得に必要な資金</p> <p>(4) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業・木材産業経営の改善に伴い必要な資金</p> <p>(違約金)</p> <p>上記償還金を支払期日までに支払わない者から、延滞金額につき年12.5パーセントの割合で計算した金額を徴収するもの</p>		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(林業・木材産業改善資金貸付金償還金)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	84,329	82,892	66,500	60,603	65,768
	繰	17,934	18,460	10,175	7,009	4,538
	計	102,263	101,352	76,675	67,612	70,306
未収金額 (b)	現	5,145	0	0	0	0
	繰	13,315	10,175	7,009	4,538	4,352
	計	18,460	10,175	7,009	4,538	4,352
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	159	0
	計	0	0	0	159	0
未収率 (b+c)/a	現	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	繰	74.2	55.1	68.9	67.0	95.9
	計	18.1	10.0	9.1	6.9	6.2

(違約金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	875	3,006	1,348	754	312
	繰	2,225	1,989	2,926	3,618	4,074
	計	3,100	4,995	4,274	4,372	4,386
未 収 金 額 (b)	現	373	2,131	1,038	752	260
	繰	1,616	795	2,580	3,322	3,607
	計	1,989	2,926	3,618	4,074	3,867
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	42.6	70.9	77.0	99.7	83.3
	繰	72.6	40.0	88.2	91.8	88.5
	計	64.2	58.6	84.7	93.2	88.2

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(林業・木材産業改善資金貸付金償還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	4,352	0	0	0	0

(違約金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	358	1,674	823	752	260

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(林業・木材産業改善資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	2	2	4
滞納件数	0	0	0	3	5	8
未収金額	0	0	0	500	3,852	4,352

(違約金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	2	1	3	2	0	8
滞納件数	2	1	11	5	0	19
未収金額	260	67	3,090	450	0	3,867

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(林業・木材産業改善資金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	2	1	1	0	0	4
滞納件数	0	5	2	1	0	0	8
未収金額	0	3,852	250	250	0	0	4,352

(違約金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	4	2	2	0	0	8
滞納件数	0	13	2	4	0	0	19
未収金額	0	3,387	111	369	0	0	3,867

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

林業・木材産業改善資金貸付金償還金（以下この項において「償還金」という。）の未収金額は、毎年度減少しており、平成16年度以降現年度分の未収金が発生していない。一方、違約金の未収金額は、18年度まで毎年度増加し、未収率も同年度には90パーセントを超えたが、19年度では減少している（表ア、イ）。

なお、償還金の未収金額と違約金の未収金額とを合計した額は、毎年度減少している（下記「参考」）。

滞納者は償還金4人、違約金8人の計12人である（実人数は10人）。滞納理由は、経営不振が6人、破産が3人（実人数2人）、死亡又は所在不明が3人（実人数2人）である（表エ）。

(参考) 未収金額等の推移（償還金・違約金計）

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	85,204	85,898	67,848	61,357	66,080
	繰	20,159	20,449	13,101	10,627	8,612
	計	105,363	106,347	80,949	71,984	74,692
未収金額 (b)	現	5,518	2,131	1,038	752	260
	繰	14,931	10,970	9,589	7,860	7,959
	計	20,449	13,101	10,627	8,612	8,219
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	159	0
	計	0	0	0	159	0
未収率 (b+c)/a	現	6.5	2.5	1.5	1.2	0.4
	繰	74.1	53.6	73.2	75.5	92.4
	計	19.4	12.3	13.1	12.2	11.0

(イ) 債権管理の状況

償還金及び違約金は、その収納事務を委託している大分県森林組合連合会、大分県木材協同組合連合会及び大分県造林素材生産事業協同組合並びに各地区の森林組合が、償還金の収納、延滞状況の報告、債権の保全等の事務を行っている。

団体指導・金融課では、平成13年9月に「大分県林業・木材産業改善資金滞納整理事務取扱要領」を定め、林業関係資金の事務を担当する専任職員1人が、電話や訪問による滞納者への催告を随時行い、徴収に努めている。

滞納者12人のうち11人については、借受者又は連帯保証人から回収している。このうち未収金額に比べて分納額が少額にとどまるものには、分納額の増額を随時働きかけている。他の1人については、連帯保証人と納付交渉をしている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「大分県林業・木材産業改善資金滞納整理事務取扱要領」には、資力調査の具体的方法を定めていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

(16) 契約解除に伴う違約金及び余剰前払金返還利息

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部林務管理課、土木建築部道路課、同部河川課、同部建築住宅課、警察本部会計課		
事務担当所属	豊肥振興局、土木建築部建築住宅課、佐伯土木事務所、豊後大野土木事務所、竹田土木事務所、中津土木事務所及び警察本部会計課		
根拠法令	—		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	3年
概要	<p>(違約金)</p> <p>県と業務委託契約を締結した受託者が業務遂行不能となったため契約を解除した場合に、当該受託者に契約に定める違約金を支払わせるもの</p> <p>(余剰前払金返還利息)</p> <p>県と工事請負契約を締結した請負業者が業務遂行不能となったため契約を解除した場合において、解除までの出来形に対して余剰となった前払金額が保証事業会社から返還されたときに、当該請負業者に前払金の支払の日から当該返還の日までの利息を支払わせるもの</p>		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	0	165	70	5,783	16,587
	繰	2,063	2,063	2,228	2,228	2,470
	計	2,063	2,228	2,298	8,011	19,057
未収金額 (b)	現	0	165	0	242	373
	繰	2,063	2,063	2,228	2,228	2,470
	計	2,063	2,228	2,228	2,470	2,843
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	—	100.0	0	4.2	2.2
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	97.0	30.8	14.9

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	2,063	165	0	242	373

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	2	1	1	4	0	8
滞納件数	2	1	2	5	0	10
未収金額	373	242	165	2,063	0	2,843

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	0	3	5	0	0	8
滞納件数	0	0	3	7	0	0	10
未収金額	0	0	605	2,238	0	0	2,843

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

未収金額は、ほぼ毎年度増加している。また、繰越分の未収率は、毎年度100パーセントである(表ア)。

(イ) 債権管理の状況

滞納者はいずれも法人で、破産手続中のもの2社、破産手続が終了したもの1社、解散したもの1社、事業を休止し再開の見込みがないと判断されるもの4社の計8社である。

事務担当所属では、破産手続中のものについては、債権者集会に参加するなどし、事業休止中のものについては、年に1回程度法人登記簿及び事務所の現況の確認などを行っている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状を発出していないものが見受けられたので、発出する必要がある。

また、様式の使用区分を誤ったものが見受けられたので、今後は適正に処理する必要がある。

ウ 催告の実施

催告を行っていないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

滞納者に係る法人登記簿を取得していない、法人の役員と連絡をとっていないなど、滞納者の状況把握が十分でないものが見受けられたので、状

況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 債権管理簿

債権管理簿を作成していないものが見受けられたので、作成する必要がある。

また、債権管理簿と債権発生の証拠となる契約書等が関連付けて保管されていないものが見受けられたので、適切に管理する必要がある。

カ 徴収停止

徴収停止の決定を経ずに事実上徴収停止しているものが見受けられたので、適切に決定する必要がある。

(17) 道路占用料及び延滞金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部道路課		
事務担当所属	国東土木事務所、別府土木事務所、大分土木事務所、臼杵土木事務所、佐伯土木事務所及び中津土木事務所		
根拠法令	道路法第39条及び第73条、大分県道路占用料徴収条例第2条、第3条及び第4条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	(道路占用料) 県が管理する道路の占用の許可を受けた者又は占用の協議が成立した者から占用料を徴収するもの (延滞金) 道路占用料を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて得た金額を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(道路占用料)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	176,470	178,113	184,615	187,263	182,426
	繰	201	408	498	692	1,187
	計	176,671	178,521	185,113	187,955	183,613
未収金額 (b)	現	212	212	247	734	377
	繰	196	305	445	453	792
	計	408	517	692	1,187	1,169
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	78	12
	計	0	0	0	78	12
未収率 (b+c)/a	現	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2
	繰	97.5	74.8	89.4	76.7	67.7
	計	0.2	0.3	0.4	0.7	0.6

(延滞金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	33	40	85	136	268
	繰	31	44	32	58	78
	計	64	84	117	194	346
未 収 金 額 (b)	現	13	3	26	25	71
	繰	31	29	32	53	78
	計	44	32	58	78	149
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	3	0
	計	0	0	0	3	0
未 収 率 (b+c)/a	現	39.4	7.5	30.6	18.4	26.5
	繰	100.0	65.9	100.0	96.6	100.0
	計	68.8	38.1	49.6	41.8	43.1

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(道路占用料)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	119	71	71	531	377

(延滞金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	26	3	24	25	71

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(道路占用料)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	13	10	8	3	0	34
滞納件数	14	16	14	3	0	47
未収金額	141	811	158	59	0	1,169

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	10	5	2	0	17
滞納件数	0	16	5	3	0	24
未収金額	0	121	7	21	0	149

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(道路占用料)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	13	9	1	11	0	0	34
滞納件数	15	14	1	17	0	0	47
未収金額	136	837	2	194	0	0	1,169

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	1	3	0	1	2	10	17
滞納件数	1	10	0	1	2	10	24
未収金額	1	118	0	16	2	12	149

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

道路占用料の未収金額は増加傾向にあるものの、現年度分の未収率は、0.1から0.4パーセントの範囲で推移している(表ア)。

道路占用料及び延滞金の滞納者は51人(実人数は47人)である。滞納理由は、納入意識の希薄が14人(実人数は13人)、低所得・生活困窮・経営不振が12人(実人数は9人)、破産が1人、死亡・解散・所在不明が12人、不明が2人、調査未実施が10人である(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

各土木事務所とも、滞納者に対して電話や訪問による催告を行っているが、事務所によってその頻度に差が見受けられた。また、強制徴収を行った例はなく、滞納処分の方針を定めているものも見受けられなかった。

滞納者47人(実人数)のうち滞納理由が不明の2人を含む10人は、平成20年度に納付し、未収は解消されていた。

破産を理由とする滞納者1人は破産手続中の法人であり、債権者集会に参加している。

死亡等を理由とする滞納者12人のうち4人は解散した法人等である。他の8人は、事業を休止し再開の見込みがないと判断される法人で、これらについては年に1回程度法人登記簿及び事務所の現況の確認などを行っている。

調査未実施の10人については、催告も行っていない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状の不服申立ての教示や延滞金の率などの記載が誤っているものが見受けられたので、今後は適正に処理する必要がある。

また、延滞金について、督促状を発出していないものが見受けられたので、発出する必要がある。

ウ 催告の実施

延滞金について、催告を行っていないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

滞納者と連絡をとっていないなど滞納者の状況把握が十分でないものが見受けられたので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 債権管理簿

債権管理簿を作成していないものや滞納者との交渉経過に関する文書を組織的に管理していないものなどが見受けられたので、債権管理簿を作成し交渉経過等を記録する必要がある。

カ 時効中断措置

滞納者への働きかけが十分でなく時効により債権が消滅したものが見受けられたので、時効の中断措置に関する取組を適切に行う必要がある。

キ 強制徴収

3年度分の道路占用料を滞納しながら再三の連絡要請に応じないなど納入意識を欠く悪質な滞納者について、未収金の整理・回収が進んでいない状況であった。

このため、強制徴収の実施基準を作成するなどして適切な整理・回収を図る必要がある。

ク 滞納処分停止

滞納処分停止の決定を経ずに事実上滞納処分を停止しているものが見受けられたので、適切に決定する必要がある。

ケ 不納欠損処分

時効により債権が消滅しているものが見受けられたので、遅滞なく不納欠損処分する必要がある。

コ 未収金の発生防止

道路占用料の納付は占有許可の条件であるので、悪質な滞納者については、当該許可の取消しや許可の更新の拒否などの監督措置を執ることを検討する必要がある。

サ 延滞金

督促状を発した記録がなかったため延滞金を徴収できなかったものが見

受けられたので、今後は適正に処理する必要がある。

(18) 道路工事に係る原因者負担金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部道路課		
事務担当所属	大分土木事務所		
根拠法令	道路法第58条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事の費用について、その必要を生じた限度において当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者から負担金を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	0	4,960	0	0	420
	繰	0	0	4,960	4,960	4,960
	計	0	4,960	4,960	4,960	5,380
未収金額 (b)	現	0	4,960	0	0	420
	繰	0	0	4,960	4,960	4,960
	計	0	4,960	4,960	4,960	5,380
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	—	100.0	—	—	100.0
	繰	—	—	100.0	100.0	100.0
	計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	4,960	0	0	420

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	1	0	1	0	0	2
滞納件数	1	0	1	0	0	2
未収金額	420	0	4,960	0	0	5,380

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	1	0	0	1	0	0	2
滞納件数	1	0	0	1	0	0	2
未収金額	4,960	0	0	420	0	0	5,380

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

平成16年度に発生した1件と19年度に発生した1件のそれぞれ全額が未収である(表ア、イ、ウ)。

(イ) 債権管理の状況

平成16年度発生分は、本件負担金の負担命令処分を不服として審査請求がなされ、平成20年10月、国土交通大臣の裁決により本件負担命令処分が取り消されたため、調定を取り消している。

19年度発生分は、滞納者が住所地に居住していないため、その居所を調査中である。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 債権管理簿

債権管理簿を作成していなかったため、債権管理簿を作成し交渉経過等を記録する必要がある。

(19) 河川使用料及び延滞金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部河川課		
事務担当所属	別府土木事務所、大分土木事務所、佐伯土木事務所及び日田土木事務所		
根拠法令	河川法第32条、河川の流水占用料等の徴収に関する条例第2条及び第6条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	(河川使用料) 国又は県が管理する河川の占用の許可を受けた者から 占用料を徴収するもの (延滞金) 河川使用料を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて得た金額を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(河川使用料)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	29,182	28,826	28,711	28,269	32,506
	繰	129	169	209	200	250
	計	29,311	28,995	28,920	28,469	32,756
未収金額 (b)	現	41	43	45	101	125
	繰	128	166	155	149	199
	計	169	209	200	250	324
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	48	48	13
	計	0	0	48	48	13
未収率 (b+c)/a	現	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4
	繰	99.2	98.2	97.1	98.5	84.8
	計	0.6	0.7	0.9	1.0	1.0

(延滞金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	9	9	26	8	15
	繰	28	36	36	39	47
	計	37	45	62	47	62
未 収 金 額 (b)	現	8	0	6	8	13
	繰	28	36	33	39	46
	計	36	36	39	47	59
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	3	0	0
	計	0	0	3	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	88.9	0.0	23.1	100.0	86.7
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	97.9
	計	97.3	80.0	67.7	100.0	95.2

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(河川使用料)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	58	34	43	64	125

(延滞金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	33	0	6	7	13

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(河川使用料)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	12	23	11	5	0	51
滞納件数	12	37	20	23	0	92
未収金額	82	61	29	152	0	324

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	2	1	0	2	0	5
滞納件数	2	9	0	6	0	17
未収金額	5	21	0	33	0	59

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(河川使用料)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	32	0	0	14	0	5	51
滞納件数	58	0	0	29	0	5	92
未収金額	198	0	0	51	0	75	324

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	3	0	0	0	0	2	5
滞納件数	11	0	0	0	0	6	17
未収金額	26	0	0	0	0	33	59

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

河川使用料の平成19年度末の未収金額は、15年度末のおよそ2倍の324千円に増加している(表ア)。河川使用料の滞納件数は92件であり、1件当たりの金額は3,522円となる。

滞納者は、河川使用料51人、延滞金5人の計56人である。滞納理由は、納入意識の希薄が35人(河川使用料32人、延滞金3人)と最多であり、その未収金額は224千円(河川使用料198千円、延滞金26千円)である(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

各土木事務所とも、滞納者に対して電話や訪問による催告を行っているが、土木事務所によってその頻度に差が見受けられた。また、強制徴収を行った例はなく、滞納処分の方針を定めているものも見受けられなかった。

滞納者56人のうち16人は、平成20年度に納付し、未収は解消されていた。

死亡・解散・所在不明を理由とする滞納者14人(河川使用料)のうち4社は、事業を休止し再開の見込みがないと判断される法人で、これらについては年に1回程度法人登記簿及び事務所の現況の確認などを行っている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状の不服申立ての教示や延滞金の率などの記載が誤っているものが見受けられたので、今後は適正に処理する必要がある。

また、延滞金について、督促状を発出していないものが見受けられたので、発出する必要がある。

ウ 催告の実施

延滞金について、催告を行っていないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

滞納者と連絡をとっていないなど滞納者の状況把握が十分でないものが見受けられたので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 債権管理簿

債権管理簿を作成していないものや滞納者との交渉経過に関する文書を組織的に管理していないものなどが見受けられたので、債権管理簿を作成し交渉経過等を記録する必要がある。

カ 時効中断措置

滞納者への働きかけが十分でなく時効により債権が消滅したものが見受けられたので、時効の中断措置に関する取組を適切に行う必要がある。

キ 強制徴収

長期間にわたって滞納を続けているなど納入意識を欠く悪質な滞納者について、未収金の整理・回収が進んでいない状況であった。

このため、強制徴収の実施基準を作成するなどして適切な整理・回収を図る必要がある。

ク 滞納処分停止

滞納処分停止の決定を経ずに事実上滞納処分を停止しているものが見受けられたので、適切に決定する必要がある。

ケ 不納欠損処分

時効により債権が消滅しているものが見受けられたので、遅滞なく不納欠損処分する必要がある。

コ 未収金の発生防止

河川使用料の納付は使用許可の条件であるので、悪質な滞納者については、当該許可の取消しや許可の更新の拒否などの監督措置を執ることを検討する必要がある。

サ 延滞金

督促をしなかったため延滞金を徴収できなかったものや、徴収できない延滞金を徴収したのが見受けられたので、適正に処理する必要がある。

(20) 土砂及砂利等採取料

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部港湾経営室		
事務担当所属	別府土木事務所		
根拠法令	港湾法第37条及び第56条、港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例第2条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	県が管理する港湾区域内において土砂等の採取の許可を受けた者からこれらの採取料を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	0	0	0	0	0
	繰	9,038	9,038	9,038	9,038	9,038
	計	9,038	9,038	9,038	9,038	9,038
未収金額 (b)	現	0	0	0	0	0
	繰	9,038	9,038	9,038	9,038	9,038
	計	9,038	9,038	9,038	9,038	9,038
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	—	—	—	—	—
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	9,038	0	0	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	1	0	1
滞納件数	0	0	0	1	0	1
未収金額	0	0	0	9,038	0	9,038

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	1	0	0	0	0	1
滞納件数	0	1	0	0	0	0	1
未収金額	0	9,038	0	0	0	0	9,038

オ 債権の分析及び債権管理の状況**(7) 債権の分析**

平成19年度末の未収金額は13年度に発生した1件の9,038千円であり、その滞納理由は経営不振である(表ア、イ、エ)。

(イ) 債権管理の状況

滞納の発生から再三催告を行ってきたが納付されないため、平成18年度に滞納者が所有する建物を差し押えた。差押物件には根抵当権が設定されているなど換価処分が困難であるため、現在も引き続き、滞納者に催告を続けている。

③ 監査結果及び意見**ア 債権管理マニュアル**

「収入未済対策マニュアル」には、延滞金徴収に係る記載がなかったり、差押え等の様式中の不服申立の教示が改正されていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

(21) 港湾使用料及び延滞金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部港湾経営室		
事務担当所属	国東土木事務所、別府土木事務所、大分土木事務所、臼杵土木事務所、佐伯土木事務所及び中津土木事務所		
根拠法令	港湾法第44条、第44条の2及び第44条の3、地方自治法第231条の3、大分県港湾施設管理条例第14条、大分県入港料条例第2条、大分県県税外収入金の延滞金徴収条例		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	(港湾使用料) 県が管理する港湾施設の使用又は占用の許可を受けた者から使用料等を徴収するもの及び大分港に入港する船舶から入港料を徴収するもの (延滞金) 港湾使用料を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて得た金額を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(港湾使用料)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	1,211,787	1,286,867	1,364,363	1,407,355	1,488,536
	繰	39,297	40,513	45,682	40,494	26,893
	計	1,251,084	1,327,380	1,410,045	1,447,849	1,515,429
未収金額 (b)	現	11,597	17,167	20,726	5,242	12,547
	繰	28,916	28,515	19,768	21,651	18,057
	計	40,513	45,682	40,494	26,893	30,604
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	554	743	5,011	2,584	5,268
	計	554	743	5,011	2,584	5,268
未収率 (b+c)/a	現	1.0	1.3	1.5	0.4	0.8
	繰	75.0	72.2	54.2	59.8	86.7
	計	3.3	3.5	3.2	2.0	2.4

(注) 平成18年度までは一般会計、19年度は一般会計と港湾施設整備事業特別会計の合計である。

(延滞金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	1,950	4,232	6,912	2,458	1,078
	繰	3,239	3,736	7,783	13,690	14,722
	計	5,189	7,968	14,695	16,148	15,800
未 収 金 額 (b)	現	1,105	4,049	6,212	1,728	959
	繰	2,631	3,734	7,478	12,994	14,706
	計	3,736	7,783	13,690	14,722	15,665
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	4
	計	0	0	0	0	4
未 収 率 (b+c)/a	現	56.7	95.7	89.9	70.3	89.0
	繰	81.2	99.9	96.1	94.9	99.9
	計	72.0	97.7	93.2	91.2	99.2

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(港湾使用料)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	4,493	3,052	6,526	3,986	12,547

(延滞金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	3,730	3,744	5,516	1,716	959

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(港湾使用料)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	8	20	27	18	0	73
滞納件数	36	49	97	39	0	221
未収金額	8,540	5,003	13,873	3,188	0	30,604

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	3	15	20	17	0	55
滞納件数	4	27	53	97	0	181
未収金額	11	396	8,796	6,462	0	15,665

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(港湾使用料)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	22	9	6	3	1	32	73
滞納件数	69	54	31	5	2	60	221
未収金額	2,055	15,070	9,420	1,962	49	2,048	30,604

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	30	10	1	1	0	13	55
滞納件数	96	69	1	1	0	14	181
未収金額	3,121	12,434	1	58	0	51	15,665

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

港湾使用料の平成19年度末の未収金額は30,604千円で15年度末に比べて9,909千円減少しているものの、16から19年度までの間に13,606千円を不納欠損処分している。また、現年度分の未収率は、0.4パーセントから1.5パーセントの間で推移している。繰越分の未収率は、19年度の86.7パーセントが、過去5年間で最も高くなっている(表ア)。

延滞金の未収金額は、毎年度増加している(表ア)。

滞納期間が3年以上の者に係る未収金額は32,319千円(港湾使用料17,061千円、延滞金15,258千円)で、19年度末の未収金額合計46,269千円の69.9パーセントを占めている(表ウ)。

港湾使用料及び延滞金の滞納者は128人(実人数は106人)であり、滞納理由は、納入意識の希薄が52人(実人数は42人)、低所得・生活困窮・経営不振が19人(実人数は12人)、破産・民事再生が7人(実人数は6人)、死亡・解散・所在不明が4人、不明が1人、調査未実施が45人(実人数は41人)となっている(表エ)。

なお、港湾使用料と延滞金をあわせて百万円以上の滞納者が8人あり、これらの者に係る未収金額は計36,627千円で、19年度末の未収金額合計の79.2パーセントを占めている。

(イ) 債権管理の状況

港湾経営室では、平成16年7月に「収入未済対策マニュアル」を定め、各土木事務所に配布している。各土木事務所では、滞納者に対して

電話や訪問による催告を行っているが、土木事務所によってその頻度に差が見受けられた。

低所得等を理由とする滞納者12人(実人数)のうち11人は経営不振の個人事業主又は会社で、このうち5人は分納中である。

破産等を理由とする滞納者6人(実人数)のうち、2人は個人で、ともに破産手続は終了している。他の4人は会社で、破産手続終了又は終了見込みであった。

死亡等を理由とする滞納者4人のうち、2人は所在不明の個人である。他の2人は、16又は17年度に解散した会社である。

不明の滞納者1人は、平成20年9月に納付している。

調査未実施の滞納者41人(実人数)については、19年度分を滞納している1人を除き、催告も行っていない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「収入未済対策マニュアル」には、延滞金徴収に係る記載がなかったり、差押え等の様式中の不服申立の教示が改正されていないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 調定事務

大分県港湾施設管理条例施行規則(昭和51年大分県規則第32号)第9条に「定期船に係る使用料その他港湾施設を一月のうちに数回以上使用することが確実である場合の使用料をその都度納入させることが困難であると認めるときは、その月の合計額を翌月の15日までに納入させることができる。」と規定されているところ、同規則で定める日より後の日を納期限としたり、納期限の直前に納入の通知を发出したりしているものが見受けられた。

このため、本庁所管課において事務の実情を勘案して改善する必要がある。

ウ 督促状の発出

督促状の期限の指定や不服申立ての教示、延滞金の率などの記載が誤っているものが見受けられたので、今後は適正に処理する必要がある。

また、延滞金について、督促状を发出していないものが見受けられたので、发出する必要がある。

エ 催告の実施

延滞金について、催告を行っていないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

オ 滞納者の状況把握

滞納者と連絡をとっていないなど滞納者の状況把握が十分でないものが見受けられたので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

カ 債権管理簿

債権管理簿を作成していないものや滞納者との交渉経過に関する文書を組織的に管理していないものなどが見受けられたので、債権管理簿を作成し交渉経過等を記録する必要がある。

キ 時効中断措置

滞納者への働きかけが十分でなく時効により債権が消滅したのが見受けられたので、時効の中断措置に関する取組を適切に行う必要がある。

ク 強制徴収

3年度分の使用料及び延滞金を滞納しこの間一部納付にも応じないなど、納入意識を欠く悪質な滞納者について、未収金の整理・回収が進んでいない状況であった。

このため、強制徴収の実施基準を作成するなどして適切な整理・回収を図る必要がある。

ケ 滞納処分停止

滞納処分停止の決定を経ずに事実上滞納処分を停止しているのが見受けられたので、適切に決定する必要がある。

コ 不納欠損処分

時効により債権が消滅しているのが見受けられたので、遅滞なく不納欠損処分する必要がある。

サ 未収金の発生防止

港湾使用料の納付は使用許可等の条件であるので、悪質な滞納者については、当該許可の取消しや許可の更新の拒否などの監督措置を執ることを検討する必要がある。

シ 延滞金

督促をしなかったため延滞金を徴収できなかったのが見受けられたので、今後は適正に処理する必要がある。

(22) 県営住宅使用料

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部公営住宅室		
事務担当所属	土木建築部公営住宅室		
根拠法令	公営住宅法第16条、大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例第17条		
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権	消滅時効	5年(退去者に係るものは10年)
概要	県営住宅の入居の許可を受けた者から家賃を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額(a)	現	2,235,622	2,174,213	2,156,267	2,157,989	2,149,837
	繰	111,465	120,947	121,732	130,552	133,221
	計	2,347,087	2,295,160	2,277,999	2,288,541	2,283,058
未収金額(b)	現	41,762	35,009	34,425	29,369	22,400
	繰	79,185	86,723	96,127	103,835	102,947
	計	120,947	121,732	130,552	133,204	125,347
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	2,308	574	1,870	4,743
	計	0	2,308	574	1,870	4,743
未収率 ((b+c)/a)	現	1.9	1.6	1.6	1.4	1.0
	繰	71.0	73.6	79.4	81.0	80.8
	計	5.2	5.4	5.8	5.9	5.7

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	59,098	11,921	15,797	16,131	22,400

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	275	153	117	168	27	740
未収金額	13,959	23,617	24,107	51,648	12,016	125,347

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮	破産 民事再生	死亡 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	288	297	17	48	90	0	740
未収金額	49,924	34,251	6,148	15,745	19,279	0	125,347

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

未収金額は、平成18年度まで毎年度増加していたものの、19年度末では減少している。監査対象機関からは、調定額の94パーセント強を占める現年度分の徴収に力を入れた成果であるとの説明を受けている(表ア)。

滞納理由は、低所得・生活困窮が297人40.1パーセントと最も多く、次いで納入意識の希薄が288人38.9パーセントとなっている。なお、死亡・所在不明の48人及び不明の90人は、いずれも退去者である(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

県営住宅の管理は、大分県住宅供給公社(以下「公社」という。)を指定管理者に指定し、平成18年度から公社が納入通知書や督促状の配布、家賃の収納、滞納者への催告、和解者の履行管理等の事務を行っている。

公社の行う債権管理事務については、「県営住宅、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する協定書」中の大分県県営住宅等管理運営業務仕様書において、滞納整理の方針及び事務処理の手順を示している。また、同協定書において、年度の使用料収入額が収入目標額(現年度分の調定額の99パーセントの額)を超えた場合には、その超えた額の10パーセントを委託料に加算するメリットシステムを規定することにより、徴収率の向上を図っている。

公営住宅室では、2人の専任職員を置き、毎月1回公社と滞納整理対策会議を開催するほか、随時法的措置対象者選考委員会を開催し、悪質滞納者に対する措置について審議検討している。更には公社職員とともに滞納者の自宅を訪問するなど徴収に努めている。

最近の取組としては、生活保護世帯に係る代理納付制度の活用を進めるため、積極的に市への協力依頼を行い、また、平成20年12月からは、退去後1年以上経過した滞納者に係る債権回収業務を債権回収会社に委託している。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」には、延滞金徴収に係る記載が

ないなど不十分な点があるので、見直す必要がある。

イ 連帯保証人に対する催告の実施

県営住宅の入居に際しては連帯保証人の保証を求め、当該連帯保証人に対して滞納者の指導を依頼するなどしているが、催告を行っていない状況が見受けられたので、適切に催告を行う必要がある。

ウ 延滞金

延滞金の徴収の在り方について検討する必要がある。

(23) 大在土地区画整理事業清算徴収金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部都市計画課		
事務担当所属	土木建築部都市計画課		
根拠法令	土地区画整理法第94条、大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例第23条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	土地区画整理事業における換地について不均衡が生ずる場合に金銭により清算するため、施行者が清算金（分割徴収するものについては、清算金及びこれに年6パーセントの割合で付された利子）を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	77,370	0	0	0	0
	繰	9,290	11,353	9,366	8,027	7,048
	計	86,660	11,353	9,366	8,027	7,048
未収金額 (b)	現	2,352	0	0	0	0
	繰	9,001	9,366	8,027	7,048	6,953
	計	11,353	9,366	8,027	7,048	6,953
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	408	0	833	0
	計	0	408	0	833	0
未収率 (b+c)/a	現	3.0	—	—	—	—
	繰	96.9	86.1	85.7	98.2	98.7
	計	13.1	86.1	85.7	98.2	98.7

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	6,953	0	0	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	12	0	12
滞納件数	0	0	0	75	0	75
未収金額	0	0	0	6,953	0	6,953

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	10	1	1	0	0	12
滞納件数	0	64	5	6	0	0	75
未収金額	0	6,068	416	469	0	0	6,953

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

未収金額は毎年度減少しているものの、平成18年度以降未収率が98パーセントを超えている。また、16及び18の両年度には、時効による債権消滅により計1,241千円を不納欠損処分している(表ア)。

19年度末の未収金の発生年度は、すべて15年度以前である(表イ)。また、滞納理由は、低所得・生活困窮・経営不振が10人で最も多くなっている(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

都市計画課では、滞納者に対して文書、電話、訪問等による催告を行うほか、納付に誠意がみられない者については、財産の差押えを行っている。また、滞納者ごとに滞納処分の方針を定め、滞納者の状況の変化に応じてこれを随時見直している。

低所得等を理由とする滞納者10人のうち監査期日までに完納したものが1人、土地を差し押えているものが2人、1年以内に一部を納付しているため強制徴収を見合わせているものが2人であり、残る5人については、差押えも検討しながら納付交渉をしている。

破産を理由とするものは、破産手続の開始決定と同時に破産費用の不足を理由に手続廃止されたもので、滞納処分の停止を検討している。

死亡を理由とするものは、相続人が相続を放棄し、また滞納処分を執行できる財産がないため、滞納処分を停止している。

③ 監査結果及び意見

ア 時効中断措置

滞納者への働きかけが十分でなく時効により債権が消滅したものが見受けられたので、時効の中断措置に関する取組を適切に行う必要がある。

イ 延滞金

延滞金について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(24) 医業未収金（個人負担分）

① 債権の概要

本庁所管課	病院局総務経営課		
事務担当所属	県立病院、三重病院		
根拠法令	大分県病院事業に係る料金条例第2条及び第3条		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	3年
概要	県立病院で診療を受けた者から診療費のうち自己負担に係る費用を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(県立病院)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	1,567,596	1,592,079	1,574,349	1,564,933	1,194,384
	繰	187,901	236,306	203,676	219,041	255,191
	計	1,755,497	1,828,385	1,778,025	1,783,974	1,449,575
未収金額 (b)	現	153,670	137,364	155,963	174,558	107,553
	繰	85,966	70,891	68,943	84,921	94,121
	計	239,636	208,255	224,906	259,479	201,674
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	4,939	21,637	14,326	0	0
	計	4,939	21,637	14,326	0	0
未収率 (b+c)/a	現	9.8	8.6	9.9	11.2	9.0
	繰	48.4	39.2	40.9	38.8	36.9
	計	13.9	12.6	13.5	14.5	13.9

(三重病院)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	2,273,540	2,034,891	2,086,431	1,905,785	1,874,992
	繰	17,294	20,907	24,809	28,395	27,447
	計	2,290,834	2,055,798	2,111,240	1,934,180	1,902,439
未 収 金 額 (b)	現	15,373	17,015	16,635	13,053	9,990
	繰	5,534	7,794	11,760	14,394	14,584
	計	20,907	24,809	28,395	27,447	24,574
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	207	1,009	0	0
	計	0	207	1,009	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	0.7	0.8	0.8	0.7	0.5
	繰	32.0	38.3	51.5	50.7	53.1
	計	0.9	1.2	1.4	1.4	1.3

(注) 調定額には、個人負担分以外の保険者等負担分が含まれている。

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(県立病院)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	46,435	14,973	16,350	16,363	107,553

(三重病院)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	6,220	4,167	1,855	2,342	9,990

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(県立病院)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	551	691	297	410	11	1,960
滞納件数	929	1,189	553	784	23	3,478
未収金額	37,601	38,034	22,931	38,366	2,524	139,456

(注) 平成20年5月31日現在の数値となっているため、未収金額の合計は表ア、表イの合計と一致しない(表エに同じ。)

(三重病院)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	270	132	115	83	4	604
滞納件数	367	217	190	109	7	890
未収金額	9,989	4,198	6,476	3,677	234	24,574

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(県立病院)

(単位：件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	分 納	生活困窮	所在不明	委任払 交通事故	不 明	その他
滞納件数	158	171	153	229	582	1,023	1,162
未収金額	7,450	10,085	6,846	7,532	24,281	60,256	23,006

区 分	計
滞納件数	3,478
未収金額	139,456

(注) 「分納」は低所得等の理由から分納中であるものを、「委任払・交通事故」は診療を受けた本人以外に請求するものを、「不明」は分納の誓約をしたが履行がないものを、「その他」は滞納者と接触できていないものをいう。

(三重病院)

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	428	22	0	10	130	14	604
滞納件数	626	81	0	14	155	14	890
未収金額	17,717	4,594	0	314	1,797	152	24,574

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

(県立病院)

公営企業会計の決算上、現年度分の未収金額には翌年度に納期が到来するもの（入院している場合の3月分の入院費の個人負担分（納期限は4月15日））が含まれており単純比較できないため、繰越分の未収金額をみると、平成18年度以降増加傾向にあり、19年度末で94,121千円となっている（表ア）。

19年度末の未収金額は、19年度を除くと15年度以前に発生したものが46,435千円と多くなっている（表イ）。また、滞納理由は、

不明が60,256千円と最も多くなっている（表エ）。

（三重病院）

繰越分の未収金額は増加傾向にあり、平成19年度末で14,584千円となっている（表ア）。

19年度末の未収金額は、19年度を除くと15年度以前に発生したものが6,220千円と多くなっている（表イ）。また、滞納理由は、納入意識の希薄が428人17,717千円と最も多く、次いで不明が130人1,797千円となっている（表エ）。

（イ）債権管理の状況

県立病院では、納期限後2か月経過した滞納者に文書による催告を行い、さらに1か月経過後に督促状を発出し、その後は、非常勤の嘱託職員（1人）が高額滞納者等に対して訪問等による催告を行っている。

未収金対策のうち発生防止策として、患者の自己負担のうち高額療養費該当部分を病院が保険者に請求できる高額療養費限度額認定制度や本人に代わって病院が出産一時金を受け取ることができる出産育児一時金事前申請制度を活用したり、医療相談室等による納付相談を強化するなどしている。また、徴収対策として、日中接触ができない滞納者に対して休日・夜間催告を実施したり、支払能力はあるが納入意識が希薄な高額滞納者に対して法的措置（支払督促の申立て）を行っている（平成19年度は18件）。

三重病院では、納期限後1か月経過したときや納入誓約による支払期日が到来したときに電話による催告を行い、さらに納期限後3か月経過した滞納者に文書による催告を行っているが、督促状は発出していない。

未収金対策としては、高額療養費限度額認定制度等の活用や受診日における納付相談の強化により未収金の発生防止に努めているが、休日・夜間催告や法的措置は行っていない。

公立病院の診療に関する債権は、平成17年11月の最高裁判決において、民法の規定により消滅時効期間が3年間とされ、時効の援用を要することとなったことから、県立病院及び三重病院ともに18年度からは不納欠損処分していない。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

本庁所管課において債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

三重病院では、「大分県立三重病院医業未収金取扱要領」（以下「三重病院要領」という。）に基づく督促状を発出していなかったため、発出する必要がある。

ウ 催告の実施

県立病院では、督促状発出後の滞納者への催告を行っていないものが見受けられ、三重病院では、三重病院要領で定める訪問徴収等を行っていない状況が見受けられたので、計画的に訪問徴収等を行う必要がある。

エ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握ができていないものが県立病院で2,185件、三重病院で169件あるので、状況把握に努め、債権管理簿等に記録する必要がある。

オ 時効中断措置

三重病院では、繰越分の未収金について、催告等が不十分な状況が見受けられたので、消滅時効を完成させないように適切に債権管理を行う必要がある。

カ 未収金の発生防止

県立病院では、上記のとおり未収金の発生防止に努めているものの、依然として未収金額が多額であることから、院外処方箋を渡す場合の精算方法、休日・週休日における診療費徴収の在り方等について今後検討する必要がある。

(25) 地域改善対策奨学金貸付金償還金及び過払金返還金

① 債権の概要

本庁所管課	教育庁人権・同和教育課		
事務担当所属	教育庁人権・同和教育課		
根拠法令	大分県地域改善対策奨学金等貸与条例		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	10年
概要	(地域改善対策奨学金貸付金償還金) 経済的理由により修学が困難な者に貸与した地域改善対策奨学金を償還させるもの なお、貸付事業は、平成16年度に終了している。 (地域改善対策奨学金過払金返還金) 中途退学等による貸与の取消しに伴い過払いとなった奨学金を返還させるもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(地域改善対策奨学金貸付金償還金)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	23,294	20,203	24,299	26,029	28,038
	繰	15,431	23,285	28,678	33,381	42,611
	計	38,725	43,488	52,977	59,410	70,649
未収金額 (b)	現	8,525	6,896	8,240	10,272	11,012
	繰	14,760	21,782	25,281	32,339	41,628
	計	23,285	28,678	33,521	42,611	52,640
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	36.6	34.1	33.9	39.5	39.3
	繰	95.7	93.5	88.2	96.9	97.7
	計	60.1	65.9	63.3	71.7	74.5

(地域改善対策奨学金過払金返還金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	122	0	0	0	0
	繰	396	518	518	518	518
	計	518	518	518	518	518
未 収 金 額 (b)	現	122	0	0	0	0
	繰	396	518	518	518	518
	計	518	518	518	518	518
不 納 欠 損 額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	100.0	—	—	—	—
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(地域改善対策奨学金貸付金償還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	18,120	6,053	7,664	9,791	11,012

(地域改善対策奨学金過払金返還金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	518	0	0	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(地域改善対策奨学金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	35	73	58	89	14	269
滞納件数	184	1,164	1,651	2,626	514	6,139
未収金額	1,698	9,730	12,196	24,207	4,809	52,640

(地域改善対策奨学金過払金返還金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	0	3	0	3
滞納件数	0	0	0	28	0	28
未収金額	0	0	0	518	0	518

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(地域改善対策奨学金貸付金償還金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	3	54	4	12	23	173	269
滞納件数	83	995	149	304	676	3,932	6,139
未収金額	842	9,817	1,119	3,461	6,142	31,259	52,640

(地域改善対策奨学金過払金返還金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	0	0	0	0	0	3	3
滞納件数	0	0	0	0	0	28	28
未収金額	0	0	0	0	0	518	518

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(7) 債権の分析

地域改善対策奨学金貸付金償還金の未収金額は毎年度増加しており、また、平成19年度の未収率は74.5パーセントで15年度に比べて14.4ポイント上昇している(表ア)。

貸付事業は終了しており、返還の最終年度は37年度となっている。現滞納者への貸付金額の合計313,256千円のうち償還の履行期限を過ぎたものは159,668千円で、これに占める未収金額の割合は33.0パーセントとなっている。この割合により、現滞納者に係る37年度末の未収金額を推計すると、次表のとおり103,276千円となり、今の取組では今後も未収金額の増加が予測される。

現滞納者に係る平成37年度末未収金額推計

(単位：千円、%)

区分	貸付金額	未収金額		未収金額
		免除額	弁済額	
履行期 到来分	159,668(100)	85,475(53.5)	21,553(13.5)	52,640(33.0)
履行期未到来分	153,588(100)	* 82,220(53.5)	* 20,732(13.5)	* 50,636(33.0)
計	313,256(100)	*167,695(53.5)	* 42,285(13.5)	*103,276(33.0)

(注) * は推計。

(イ) 債権管理の状況

滞納者に対して年に2回督促状又は催告書を送付している。滞納者への働きかけはこの文書送付が主であり、滞納者の状況はほとんど把握していない。

過払金返還金の滞納者のうち2人については履行延期の特約を行っているが、これを含め全額が未収となっている。

③ 監査結果及び意見

ア 債権管理マニュアル

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 調定事務

調定が遅れているもの等不適切なものが見受けられたので、適切に処理する必要がある。また、履行延期の特約を行いながら、全額滞納となっているものが見受けられたので、今後は履行期限の繰上げも含め適切な措置が必要である。

ウ 督促状の発出

督促状の発出時期が適切でないので、改善する必要がある。

エ 催告の実施

滞納者への催告は主に文書による催告であり、また、滞納者本人に催告書等を送付しないものが見受けられたので、滞納者の状況に応じて適時、適切に催告を行う必要がある。

オ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握が不十分であるので、状況把握に努め、交渉経過等とともに債権管理簿等に記録する必要がある。

カ 返還債務の免除

返還債務の免除の事務処理が遅れているので、改善する必要がある。

キ 延滞利息

延滞利息について、法令等に基づき適切に運用する必要がある。

(26) 体育施設使用料

① 債権の概要

本庁所管課	教育庁体育保健課		
事務担当所属	総合体育館		
根拠法令	大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第7条、大分県使用料及び手数料条例第2条及び第3条		
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権	消滅時効	5年
概要	体育施設を利用する者から使用料を徴収するもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	40,790	41,175	32,159	36,134	35,794
	繰	0	0	296	296	296
	計	40,790	41,175	32,455	36,430	36,090
未収金額 (b)	現	0	296	0	0	0
	繰	0	0	296	296	296
	計	0	296	296	296	296
不納欠損額 (c)	現	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率 (b+c)/a	現	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0
	繰	—	—	100.0	100.0	100.0
	計	0.0	0.7	0.9	0.8	0.8

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	296	0	0	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	0	1	0	0	1
滞納件数	0	0	1	0	0	1
未収金額	0	0	296	0	0	296

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	0	0	1	0	0	1
滞納件数	0	0	0	1	0	0	1
未収金額	0	0	0	296	0	0	296

オ 債権の分析及び債権管理の状況**(7) 債権の分析**

平成19年度末の未収金額296千円は、16年度に発生したものであり、このほかには、19年度に至るまで発生していない（表ア、イ）。

また、滞納理由は、所在不明である（表エ）。

(イ) 債権管理の状況

滞納者は法人であり、納入通知書送付後に、倒産していたことが判明した。代表者も同時期に死亡しているなど、回収は困難な状況である。

なお、未収金は、専用使用料の加算額の訂正による差額分等で、16年度末に廃止された荷揚町体育館から引き継いだものである。

③ 監査結果及び意見**ア 債権管理マニュアル**

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 督促状の発出

督促状の発出時期が大分県債権管理規則で定める期間を1か月経過していたので、今後は適正に督促状を発出する必要がある。

(27) 県有財産損傷に伴う損害賠償金

① 債権の概要

本庁所管課	警察本部会計課		
事務担当所属	警察本部会計課		
根拠法令	民法第709条		
債権の分類	私法上の債権	消滅時効	3年又は行為の時から20年
概要	交通事故により発生した県有財産の損傷について、加害者との示談契約に基づいて、県が補修を実施しその費用を加害者に支払わせるもの		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	—	—	—	150	0
	繰	—	—	—	0	150
	計	—	—	—	150	150
未収金額 (b)	現	—	—	—	150	0
	繰	—	—	—	0	144
	計	—	—	—	150	144
不納欠損額 (c)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	0	0
	計	—	—	—	0	0
未収率 (b+c)/a	現	—	—	—	100.0	—
	繰	—	—	—	—	96.0
	計	—	—	—	100.0	96.0

イ 平成19年度末未収金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	0	0	0	144	0

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位：人、件、千円)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	0	1	0	0	0	1
滞納件数	0	1	0	0	0	1
未収金額	0	144	0	0	0	144

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(単位：人、件、千円)

区 分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破 産 民事再生	死 亡 解 散 所在不明	不 明	調 査 未実施	計
滞納者数	0	1	0	0	0	0	1
滞納件数	0	1	0	0	0	0	1
未収金額	0	144	0	0	0	0	144

オ 債権の分析及び債権管理の状況**(7) 債権の分析**

平成18年度に示談契約を締結した1件150千円のうち、19年度に分割納付された金額を除いた金額が未収となっている(表ア、エ)

(イ) 債権管理の状況

債務者が無資力であったため平成20年4月に債務者と履行延期の特約を結び、同月から毎月分割納付されていたが、同年9月に債務者が死亡したため、現在相続人を調査中である。

③ 監査結果及び意見**ア 債権管理マニュアル**

債権管理マニュアルが作成されていないので作成する必要がある。

イ 調定事務

履行延期の特約後の履行期限延長分に係る調定額の減額変更をしていないので、適正に処理する必要がある。

ウ 督促状の発出

督促状様式の使用区分を誤っていたので、今後は適正に処理する必要がある。

(28) 放置違反金及び延滞金

① 債権の概要

本庁所管課	警察本部交通指導課		
事務担当所属	警察本部交通指導課		
根拠法令	道路交通法第51条の4 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第6条		
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権	消滅時効	5年
概要	<p>(放置違反金) 違法駐車と認められる車両の運行を管理する車両使用者の責任を問うため、放置車両の使用者に対して納付を命じるもの（平成18年6月に導入）。放置違反金は、違法駐車に対する行政上の秩序罰（過料）である。</p> <p>(延滞金) 放置違反金を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて得た金額を徴収するもの</p>		

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(放置違反金)

(単位：千円、%)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額 (a)	現	—	—	—	82,995	89,316
	繰	—	—	—	0	5,107
	計	—	—	—	82,995	94,423
未収金額 (b)	現	—	—	—	5,315	5,528
	繰	—	—	—	0	3,220
	計	—	—	—	5,315	8,748
不納欠損額 (c)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	0	0
	計	—	—	—	0	0
未収率 (b+c)/a	現	—	—	—	6.4	6.2
	繰	—	—	—	—	63.1
	計	—	—	—	6.4	9.3

(延滞金)

(単位：千円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額 (a)	現	—	—	—	1	205
	繰	—	—	—	0	1
	計	—	—	—	1	206
未 収 金 額 (b)	現	—	—	—	1	48
	繰	—	—	—	0	1
	計	—	—	—	1	49
不 納 欠 損 額 (c)	現	—	—	—	0	0
	繰	—	—	—	0	0
	計	—	—	—	0	0
未 収 率 (b+c)/a	現	—	—	—	100.0	23.4
	繰	—	—	—	—	100.0
	計	—	—	—	100.0	23.8

イ 平成19年度末未収金額の発生日別内訳

(放置違反金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	—	—	—	3,220	5,528

(延滞金)

(単位：千円)

区 分	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
未収金額	—	—	—	1	48

ウ 平成19年度末滞納者の滞納期間別内訳

(放置違反金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	301	186	—	—	—	487
滞納件数	346	241	—	—	—	587
未収金額	5,130	3,618	—	—	—	8,748

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
滞納者数	32	1	—	—	—	33
滞納件数	32	1	—	—	—	33
未収金額	48	1	—	—	—	49

エ 平成19年度末滞納者の滞納理由別内訳

(放置違反金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	131	62	5	109	180	0	487
滞納件数	157	97	6	141	186	0	587
未収金額	2,294	1,453	90	2,082	2,829	0	8,748

(延滞金)

(単位：人、件、千円)

区分	納入意識 の希薄	低所得 生活困窮 経営不振	破産 民事再生	死亡 解散 所在不明	不明	調査 未実施	計
滞納者数	32	0	0	1	0	0	33
滞納件数	32	0	0	1	0	0	33
未収金額	48	0	0	1	0	0	49

オ 債権の分析及び債権管理の状況

(ア) 債権の分析

放置違反金は平成18年6月から導入されたものであるため、通年比較ができない。そこで現年度分の未収率についてみると、平成19年度は18年度に比べて0.2ポイント改善している(表ア)。

滞納理由は、不明が滞納者数、滞納件数、未収金額とも30パーセント強を占めて最多であり、次いで納入意識の希薄、死亡・解散・所在不明となっている(表エ)。

(イ) 債権管理の状況

交通指導課では、専任職員5人が、納付命令、納付金の収納、債権管理、車両使用制限命令の執行、車検拒否等の事務を行っている。債権管理事務としては、「放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年大分県公安委員会規則第16号)」及び「放置違反金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行要領」に基づき督促、文書・電話・臨戸等による催告、財産の差押え等を行っている。

同課では、発生時期が古いものから徴収していく方針で徴収事務に当たっており、平成19年度末の未収金額の繰越分3,220千円は、平成20年10月28日現在で1,828千円まで減少している。

③ 監査結果及び意見

特記すべき事項を認めなかった。

む す び

本年度の行政監査は、「税外未収金について」をテーマとし、税外未収金に係る債権管理事務について、総括する1機関、分掌する本庁所管課20機関、担当する33機関を対象として、事務が適正に行われているかなどについて監査した。

監査の結果及び意見については、第4において述べたとおりであり、督促状の発出、滞納者の状況把握、催告の実施、不納欠損処分などの債権管理事務について改善又は検討を要するものが認められた。

地方公共団体の債権については、履行期限経過後は履行期限延長の特約等のない限り債権の行使を控えることはできないというのが地方自治法の趣旨であるとされており、適時、適切な債権の行使が求められる。

また、本県においては、三位一体改革の影響や県が果たすべき役割の増大、景気後退による歳入減など厳しい状況が生まれており、さらなる行財政基盤の構築が必要不可欠として、来年度から中期行財政運営ビジョンによる取組が予定されている。

このような状況を勘案すると、今後、税外未収金の債権管理事務については、特に次の点に留意され、適正に、効率的かつ効果的に行われることが重要であると考え。

- ① 県全体の未収金の状況を把握し、各所属の取組の進行管理や指導・支援を行う全庁的な推進体制の整備を検討すること。
- ② 債権管理には民法、地方税法などの知識や実務的知識が不可欠であり、債権管理事務に関する研修を定期的実施し、担当職員の資質向上を図る必要があること。
- ③ 本庁所管課においては、適時、適切かつ効率的な債権管理のため、実用的な債権管理マニュアルの作成又は見直しが必要であること。また、全庁的には、債権管理事務の処理や処分の判断基準等に関する統一的取扱いを定めることを検討すること。
- ④ 債権発生のもととなる事務事業が廃止された未収金の回収を専門的に担当する組織や滞納処分・強制執行の事務を専門的に行う組織の設置などによる債権管理事務の一元化など効率的な組織体制について検討すること。
- ⑤ 現行の人員では、未収金の整理・回収に向けた債権管理が行き届かないものなどについては、費用対効果を考慮しながら、債権回収会社の活用や債権管理事務の一部を民間に委託することなども検討すること。

最後に、本監査結果及び意見に十分留意の上、未収金の整理・回収が、県民負担の公平性及び県政に対する信頼性の確保の観点並びに県の財政運営上の観点から重要な課題であり、適切な債権管理が求められることから、今後の債権管理の在り方について十分に検討されるとともに、未収金の整理・回収に努められることを要望するものである。

平成21年2月

大分県監査委員